

ケニア
商標法

第 506 章, 2007 年 No. 7 により最終改正

目次

第 I 部 序文

第 1 条 略称

第 2 条 解釈

第 3 条 登録官及びその他の幹部の任命

第 II 部 登録, 侵害及びその他の実体規定

登録簿

第 4 条 商標登録簿

登録の効果及び侵害訴訟

第 5 条 未登録商標に係る侵害訴訟の不成立

第 6 条 登録の特定商品又はサービスへの限定

第 7 条 A 部への登録により与えられる権利及びその侵害

第 8 条 B 部への登録により与えられる権利及びその侵害

第 9 条 一定の制限の違反による侵害

第 10 条 既得権に係る留保

第 11 条 名称, 宛先又は商品の説明に係る留保

登録可能性及び登録の有効性

第 12 条 A 部への登録に係る識別性の要件

第 13 条 B 部への登録に係る識別能力の要件

第 14 条 欺瞞的事項等の登録禁止

第 15 条 同一及び類似の商標の登録禁止

第 15A 条 周知商標の保護

第 16 条 A 部への登録が 7 年後の有効性に関して決定的であること

第 17 条 登録の部分放棄

第 18 条 物品又は物質の名称又は説明として使用される語

第 19 条 色彩に関する限定の効果及び当該限定がない場合の効果

第 III 部 登録の手續及び存続期間

第 20 条 登録出願

第 21 条 登録に対する異議申立

第 22 条 登録

第 23 条 登録の存続期間及び更新

第 24 条 商標の一部及びシリーズとしての商標の登録

第 IV 部 譲渡及び移転

第 25 条 譲渡及び移転に係る権限及び制限

第 26 条 (2002 年第 4 号第 6 条により廃止)

第 27 条 登録所有者の譲渡及び受領証交付の権限

第 28 条 譲渡及び移転の登録

第 V 部 使用及び不使用

第 29 条 不使用の理由に基づく登録簿からの抹消及び制限の賦課

第 30 条 周知商標の防護登録

第 31 条 登録使用者

第 32 条 設立予定の法人等による商標の意図された使用

第 33 条 関連する又は実質的に同一の複数の商標の 1 の使用と他の使用との同等性

第 34 条 輸出貿易のための商標の使用

第 VI 部 登録簿の更正及び修正

第 35 条 登録簿における記載を更正する一般的権限

第 36 条 条件の違反の故に登録を抹消又は変更する権限

第 36A 条 登録商標の権利放棄

第 36B 条 黙認の効果

第 37 条 登録簿の修正

第 38 条 登録商標の変更

第 39 条 訂正又は代置された商品の類への登録簿の記入事項の適合

第 VII 部 証明商標

第 40 条 証明商標

第 VIIA 部 団体商標

第 40A 条 団体商標

第 VIIB 部 国際出願

第 40B 条 バンジュール議定書並びにマドリッド協定及び議定書に基づいて登録される標章

第 40C 条 広域及び国際出願に関する準則

第 40D 条 バンジュール議定書に基づく標章の登録に係る出願

第 VIII 部 準則及び手数料

第 41 条 大臣の準則を定める権限

第 42 条 手数料

第 IX 部 登録官の権限及び義務

第 43 条 識別性に関する登録官による予備的意見

第 44 条 登録官による裁量権行使の前の聴聞

第 45 条 費用を裁定する登録官の権限

第 X 部 法的手続及び上訴

第 46 条 有効性の一応の証拠としての登録

第 47 条 有効性の認証

第 48 条 裁判所での手続における登録官の費用及び登録官による費用の納付

第 49 条 商慣行等の考慮

第 50 条 更正を伴う手続への登録官の出頭

第 51 条 登録官の決定を審査する裁判所の権限

第 52 条 上訴における裁判所の裁量

第 53 条 申請を裁判所又は登録官の何れにするか選択できる場合の手続

第 54 条 証言の態様

第 54A 条 ニース協定の証拠適格性

第 55 条—第 56 条 (1965 年第 11 号第 5 条により廃止)

第 XI 部 違法行為並びに一定の標章の登録及び使用の制限

第 57 条 登録簿への記入事項の偽造

第 58 条 登録されたものとしての商標の虚偽表示に対する罰金

第 58A 条 第 XI 部の用語の解釈

第 58B 条 使用

第 58C 条 登録商標の偽造

第 58D 条 登録商標の偽造の禁止

第 58E 条 偽造の登録商標を用いた商品の販売若しくは輸入又はサービスの実施の禁止

第 58F 条 違法行為に対する助力及び教唆

第 58G 条 証拠

第 58H 条 商品の没収

第 59 条 オリンピックのシンボルの登録及び使用の制限

第 XII 部 雑則

第 60 条 取引関係の形態の変更は欺瞞を生じさせるとみなされないこと

第 61 条 共有商標

第 62 条 信託及びエクイティ

第 63 条 代理人の承認

第 64 条 送達宛先

第 65 条 国際取決め

第 66 条 公休日に関する規定

第 67 条 経過規定及び留保規定

第 1 附則 証明商標

第 2 附則 (1965 年第 11 号第 9 条により削除)

第 3 附則 経過規定及び留保規定

第 I 部 序文

第 1 条 略称

本法は、商標法として引用することができる。

第 2 条 解釈

(1) 本法において、文脈上他を意味する場合を除いて、

「条約国」とは、ケニア以外の、パリ条約の当事国である国をいう。

「指定日」とは、1957年1月1日をいう。

「ARIPO」とは、アフリカ広域工業所有権機構をいう。

「譲渡」とは、関係当事者の行為による譲渡をいう。

「裁判所」とは、高等裁判所をいう。

「理事長」とは、2001年産業財産法第11条(1)に基づいて任命されたケニア工業所有権協会の理事長をいう。

商品に関し「特徴的な外観」とは、商品の容器の形状又は輪郭をいう。

「協会」とは、2001年産業財産法第3条により設置されたケニア工業所有権協会をいう。

標章の登録に関する「商品及びサービスの国際分類」とは、商品及びサービスの国際分類を設定する1957年6月15日のニース協定の随時修正及び改正されたものに基づく分類をいう。

「標章の図形要素の国際分類」とは、1973年6月12日の標章の図形要素の国際分類を設定するウィーン協定の随時修正及び改正されたものにより設定された分類をいう。

「公報」とは、協会により刊行される工業所有権公報をいう。

「ライセンス」とは、第31条に基づいて現にそのような者として登録されている者をいう。

「制限」とは、ある者の商標の所有者としての登録により与えられる、当該商標の使用に係る排他権の制限をいい、使用方法についての、ケニア内の何れかの場所で販売され若しくはその他の方法で取引される商品に係る使用についての、又はケニア外の市場に輸出される商品に係る使用についての当該権利の制限を含む。

「標章」は、特徴的な外観、標語、図案、ブランド、標題、ラベル、札、名称、署名、語、文字若しくは数字又はこれらの組合せを含み、平面的であるか立体的であるかを問わない。

「許容された使用」は、第31条(1)により付与された意味を有する。

「所定の」とは、裁判所における手続に関しては、裁判所の規程により定められていることをいい、また、その他の場合は、本法又は規則により定められていることをいう。

「専門的職業」とは、適法に設立された団体の構成員である個人であって、当該団体が関係する学問又は科学の部門において業務に従事するのに必要な専門知識を取得し、保持しているとして当該団体から資格を与えられ、免許を与えられているものにより営まれる職又は仕事であって、手仕事又は手工芸ではないものをいう。

「登録簿」とは、本法に基づいて備えられる商標登録簿をいう。

「登録商標」とは、現実に登録簿に載っている商標をいう。

「登録官」とは、第3条に基づいて任命される商標登録官をいう。

「サービス」とは、通常報酬を求めて提供される、本法にいう意味でのサービスであり、商品、資本及び人の移動の自由に関する成文法の規定は適用されず、特に、工業的若しくは商業的性格の、又は職人及び専門的職業に係る活動を含む。

「姓」は、ある者が、自己が属する地域社会の構成員から習慣的に呼ばれている名称を含む。
「パリ条約」とは、1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約の最後に改正されたものをいう。

「規則」とは、第39条又は第41条に基づいて大臣が定めた規則をいう。

「WTO協定」とは、1994年4月15日にモロッコのマラケシュにおいて署名された世界貿易機関を設立する協定をいう。

「業」とは、何れかの種類の専門的職業又はその他の事業上の仕事であって、本法に定める方法で標章が使用され得るものをいう。

「商標」とは、(証明商標に関する場合を除き)次のものに関して使用されているか又は使用が意図されている標章をいう。

(a) 商品。ただし、当該商品と所有者又はライセンシーとして当該標章を使用する権利を有する者との間の取引の過程での関連を示すことを目的とし、同人の身元の表示を伴うか否かを問わず、また、当該標章が使用されているか又はその使用が意図されている商品を、取引の過程で何れかの者と関連する同一種類の商品から区別するか否かを問わない。

(b) サービス。ただし、特定の者が事業の過程であるサービスの提供と関連していることを示すことを目的とし、同人の身元の表示を伴うか否かを問わず、また、当該標章が使用されているか又はその使用が意図されているサービスを、事業の過程で何れかの者と関連する同一種類のサービスから区別するか否かを問わない。

「移転」とは、法定の移転、死亡者の人格代表者への承継、及び譲渡ではないその他の移転の態様をいう。

「審判所」とは、裁判所、又は第53条の規定に従うことを条件として登録官をいう。

(2) 本法において標章の使用というときは、次のとおり解釈する。

(a) 標章の印刷表示又はその他の視覚的表示を指し、また、特徴的外観の場合は、当該特徴的外観の使用を指す。

(b) 標章を聴覚的に再生することができる場合は、標章の聴覚的再生の使用を含む。

(c) 商品に関する場合は、商品の表面での又は物理的若しくはその他の関係での標章の使用を指す。また

(d) サービスに関する場合は、当該サービスの実行に関する標識の使用を指す。

第3条 登録官及びその他の幹部の任命

(1) 本法に基づき、かつ、本法の適用上、理事長を商標登録官とする。

(2) 本法の適用上必要な幹部の任命は、2001年産業財産法の規定に従って行う。

(3) 登録官は、大臣が承認する図案の印章を有するものとする。

(4) 前記の印章又は証印の印影は、裁判所により確知され、証拠として認容される。

(5) 登録官が行うよう又は登録官に対して行うよう指示された行為又は事柄は、副商標登録官又は商標登録官補が、又はこれらに対して行うことができる。

(6) 大臣は、理事会の勧告に基づき、必要又は適切であると認める場合はいつでも、知的所有権に関する事項に少なくとも7年の実務経験を有するケニア高等裁判所の弁護士を任命して、登録を求める出願又は登録簿の更正を求める申請に対する異議申立に関する審理の遂行に関して本法に基づいて登録官に託された職務の遂行又は権限の行使について登録官を補佐させることができる。

第 II 部 登録、侵害及びその他の実体規定

登録簿

第 4 条 商標登録簿

(1) 本法の適用上、商標登録官の事務所に商標登録簿と称する記録を常時備えるものとし、そこには、すべての登録商標(その所有者の名称、宛先及び説明を添える)、譲渡及び移転の通知、すべてのライセンシーの名称、宛先及び説明、権利の部分放棄、条件、制限及び登録商標に関する所定のその他の事項を記載する。

(2) 登録簿は、常時、それぞれ A 部及び B 部と呼ぶ 2 部に分けておくものとする。

(3) 登録簿は、登録官の管理及び取扱の下におくものとし、かつ、所定の規則に従うことを条件として、都合のよいすべての時に公衆の閲覧に供さなければならない。

登録の効果及び侵害訴訟

第 5 条 未登録商標に係る侵害訴訟の不成立

如何なる者も、未登録商標の侵害を防止するための又は当該侵害について損倍賠償を獲得するための手続を提起する権利を有さない。ただし、本法の如何なる規定も、詐称通用に係る訴訟又は救済の権利に影響を及ぼすものとみなしてはならない。

第 6 条 登録の特定商品又はサービスへの限定

(1) 商標は、(2)に定める方法で分類される特定の商品又はサービスに関して登録されるものとする。

(2) 標章登録出願の対象である商品及びサービスは、商品及びサービスの国際分類に従って分類され、標章の図形要素は、標章の図形要素の国際分類に従って分類されなければならない。

ただし、商品及びサービスの国際分類に基づいて複数の類に属する商品又はサービスが同一の出願に含まれている場合は、登録官は、登録の目的で、複数の類の商品及びサービスを合体するものとする。

第 7 条 A 部への登録により与えられる権利及びその侵害

(1) 本条並びに第 10 条及び第 11 条の規定に従うことを条件として、登録簿 A 部におけるある者の商標所有者としての登録(1957 年 1 月 1 日の前後を問わない)は、有効な場合は、当該商品に関する又は当該サービスの提供に関連する当該商標の使用に対する排他権をその者に与えるものであり、かつ、前記の一般性を害することなく、当該商標の所有者又はその登録使用者であって許可により使用するもの以外の者が、当該商標と同一の、又は取引の過程において又はその登録の対象であるサービスの提供と関連して誤認を生じるか又は混同を生じさせる虞がある程類似している標章を、次のことを生じさせる虞がある態様で使用した場合は、前記の権利が侵害されることとなる。

(a) 当該標章が、商標として使用されているとみられること

(b) 当該標章の使用が商品の表面におけるか若しくは商品に物理的に関係するか又は公衆に発出された公表広告若しくはその他の公表におけるものである場合に、その使用が、所有者

若しくはライセンシーとして当該商標を使用する権利を有する者への言及、又は同人が取引の過程において関連している商品への言及を意味するものとみられること

(c) 当該標章の使用が、当該サービスが受入のために利用可能なものであるか若しくは行われている場所においてか若しくはその傍における使用であるか、又は公衆に発出された公表広告若しくはその他の公表若しくはその一部における使用である場合に、その使用が、所有者若しくはライセンシーとして当該商標を使用する権利を有する者への言及、又は同人が事取引の過程においてその提供に関連しているサービスへの言及を意味するものとみられること

(d) 当該標章の使用が当該商標の所有者又はライセンシーに被害又は損害を引き起こすこと
(2) 登録により与えられる商標使用に係る権利は、登録簿に記載されている条件又は制限に従うものとし、かつ、何れかの場所で販売されるか若しくはその他の方法で取引される商品に関する、何れかの市場に輸出される商品若しくは何かの場所若しくは何れかの国における使用のための若しくは受入のために利用可能なサービスに関する、又は他の何れかの事情における何れかの態様による当該標章の使用であって、前記の制限を考慮して登録が及ばないものによって当該権利が侵害されるとみなしてはならない。

(3) 登録により与えられる商標使用に係る権利は、何れかの者による当該標章の使用であって、次の何れかに該当するものによって侵害されるとみなしてはならない。

(a) 取引の過程において当該商標の所有者又はライセンシーと関連がある商品に係る使用。ただし、当該商品又は当該商品が一部を構成する積荷について、所有者又はライセンシーが、許容された使用方法に従い当該商標を用い、かつ、その後それを除去若しくは消去しなかったか、又は何れかの時点において明示的若しくは黙示的に当該商標の使用に同意した場合に限る。

(b) 他の商品であって、それに関して当該商標が前記のように与えられた権利を侵害することなく使用されたか又は現にそのように使用されているものの一部とするか又は付属品とするために適合させた商品に係る使用。ただし、当該商品がそのように適合させられたことを表示するためには当該標章の使用が合理的に必要であり、かつ、当該標章の使用の目的又は効果が、取引の過程における何れかの者と当該商品との間の関連を事実と異なる方法で表示することにはない場合に限る。

(c) 当該商標の所有者又はライセンシーが許容された使用方法に従い当該商標を用いたサービスに係る使用。ただし、当該商標使用の目的及び効果が、当該サービスが当該商標の所有者又はライセンシーによって行われたことを事実に基づいて表示することにある場合に限る。

(d) その提供が事業の過程において当該商標の所有者又はライセンシーに関連しているサービスに係る使用。ただし、所有者又はライセンシーが何れかの時点において明示的又は黙示的に当該商標の使用に同意した場合に限る。

(e) 他のサービスであって、それに関して当該商標が登録により与えられた権利を侵害することなしに使用されたか又は現にそのように使用されているものと一括しての使用に利用可能なサービスに係る使用。ただし、

(i) 当該サービスがそのような使用に利用可能なことを表示するためには当該商標の使用が合理的に必要であり、かつ

(ii) 当該商標の使用の目的又は効果が、事業の過程における何れかの者と当該サービスの提供との間に関連があることを事実と異なる方法で表示することにはない場合に限る。

(4) 2以上の登録商標であって相互に同一であるか又はほとんど類似しているものの1である登録商標に係る、登録によって与えられた当該商標の使用に係る権利の行使としての使用は、登録により前記の複数の商標の他のものの使用に与えられた権利の侵害であるとみなしてはならない。

第8条 B部への登録により与えられる権利及びその侵害

(1) (2)により規定するところを除き、登録簿B部におけるある者の商標所有者としての登録(本法施行の前後を問わない)は、有効な場合は、同一の権利を同人に与え、かつ、第7条の規定は、登録簿B部に登録されている商標に関して、当該規定が登録簿A部に登録されている商標に関して適用されるのと同様の態様で適用される。

(2) 登録簿B部への登録により与えられる商標の使用に対する権利の侵害で第9条により侵害とみなされる行為によらないものに係る訴訟において、原告が不服を申し立てている当該商標の使用は、誤認若しくは混同を生じさせる虞、又は取引の過程における商品と所有者若しくはライセンシーとして当該商標を使用する権利を有する者との間の関連性、若しくはサービスに関して、所有者若しくはライセンシーとして当該商標を使用する権利を有する者が事業の過程において当該サービスの提供と関連していることを表示するものとみられる虞がない旨を裁判所に満足の行くように被告が証明した場合は、差止命令又はその他の救済を原告に認めてはならない。

第9条 一定の制限の違反による侵害

(1) 商品の購入者若しくは所有者又はサービスの実施者が、登録商標の所有者又はライセンシーとの間で締結した書面による契約により、当該商品又はサービスに関して本条が適用される行為をしない義務を負った場合は、現に当該商品の所有者又は当該サービスを実施する者であり、かつ、義務の通知を受けている者であって、業として当該商品若しくはサービスに関して、又は業として当該商品若しくはサービスを取り扱う目的で、当該行為を行い、又はそれが行われることを許可するものは、そのことによって、当該商標の登録により与えられた当該商標の使用に対する権利を侵害している。ただし、その者が、義務の通知を受領する前に、金銭若しくは金銭代替物による購入によって当該商品の所有者になるか若しくは善意で当該サービスを実施するか、又はそのようにして当該商品の所有者になった他人を通じて主張される権原によって当該商品の所有者になる場合はその限りでない。

(2) 本条が適用される行為は、次のとおりである。

(a) 商品がその状態、外装又は包装に関して契約に定める何れかの点で変化した後での、当該商品への商標の使用

(b) 商標が商品に付されている場合における、当該商標の変化、部分的除去又は部分的消去

(c) 商標が商品に付され、かつ、取引の過程における所有者又は登録使用者と当該商品との間の関連を表示する他の事項もそこに付されている場合における、当該商標の全面的又は部分的除去又は消去。ただし、当該他の事項が全面的に除去又は消去されている場合を除く。

(d) 商標が商品に付されている場合における、当該商品への他の商標の使用

(e) 商標が商品に付されている場合における、当該商標の評判を害する虞がある他の事項の当該商品への書面による付加

(3) 本条において、商品に関して商標の所有者、登録使用者及び登録というときは、それぞれ

れ、当該商品に関する、その名義で当該商標が登録された所有者、登録されている登録使用者及び当該商標の登録を指すものと解釈するものとし、また、「に付されている」は、商品に関し、それとの物理的関係への言及を含む。

第10条 既得権に係る留保

本法の如何なる規定も、登録商標の所有者又はライセンシーに対し、何れかの者による、当該登録商標と同一の又はそれに類似する商標の、その者又はその前権利者が、

(a) 前記の所有者若しくはその前権利者による、前記の商品についての最初に言及されている商標の使用、又は

(b) 前記の商品についての所有者若しくはその前権利者の名義での最初に言及されている商標の登録

のうち何れか早い方より前の日から継続的にその商標を使用した商品についての使用を妨げ又は制限する権利を、また、(当該使用が証明された時に)第15条(2)に基づき、前記の商品に関して、当該同一の又は類似する商標について登録簿にその者を記載することに反対する権利を与えるものではない。

第11条 名称、宛先又は商品の説明に係る留保

商標登録は、次の事柄を妨げるものではない。

(a) ある者による、その名称若しくはその事業所の名称又はその前事業者の名称若しくはその事業所の名称の善意での使用、又は

(b) 何れかの者による、その商品の特性又は品質に係る善意での説明の使用であって、第7条(1)(b)又は第40条(3)(b)にいう事柄を意味するとみられる虞がある説明ではないもの

登録可能性及び登録の有効性

第12条 A部への登録に係る識別性の要件

(1) 商標(証明商標以外のもの)が登録簿A部に登録可能であるためには、次の本質的事項の少なくとも1を含むか又はそれから構成されていなければならない。

(a) 特別の又は独特の態様で表示された、会社、個人又は事務所の名称

(b) 登録出願人又はその事業の前権利者の署名

(c) 考案された単数又は複数の語

(d) 商品の特性又は品質に直接関連しない語であって、通常の意味では地名又は姓ではないもの

(e) その他の識別性を有する標章。ただし、(a)、(b)、(c)及び(d)の説明に該当するもの以外の名称、署名又は語は、識別性の証拠がない限り、本項に基づく特許可能性を有さない。

(2) 本条の適用上、「識別性を有する」とは、商標の登録又は登録意図の対象である商品に関しては、商標所有者が取引の過程において関連しているか又は関連するかもしれない商品を、当該関連が存在しない商品から、一般的に又は当該商標が制限付きで登録されているか若しくは登録を意図されている場合は登録の範囲内の使用に関して識別する上で適合していることをいい、また、サービスに関しては、所有者が事業の過程においてその提供と関連しているか又は関連するかもしれないサービスを、所有者がその提供とそのように関連していない

サービスから識別することをいう。

(3) 裁判所又は登録官は、商標が識別に適合しているか否かを判断するに際し、次の事柄を考慮に入れることができる。

(a) 商標が内在的に識別に適合している程度、及び

(b) 商標の使用の理由又はその他の事情により、商標が実際に識別に適合している程度

第13条 B部への登録に係る識別能力の要件

(1) 商標が登録簿B部に登録可能であるためには、登録の又は登録意図の対象である商品に関して、商標の所有者が取引の過程において関連しているか又は関連するかもしれない商品を、当該関連が存在しない商品から、一般的に又は当該商標が制限付きで登録されているか若しくは登録を意図されている場合は登録の範囲内の使用に関して識別できなければならない。また、サービスに関しては、所有者が事業の過程においてその提供に関連しているか又は関連するかもしれないサービスを、所有者がその提供にそのように関連していないサービスから識別できなければならない。

(2) 裁判所又は登録官は、商標が識別できるか否かを判断するに際し、次の事柄を考慮に入れることができる。

(a) 商標が内在的に識別できる程度

(b) 商標の使用の理由又はその他の事情により、商標が実際に識別できる程度

(3) 商標は、同一の商標又はその一部が同一の所有者の名義でA部に登録されていても、B部に登録することができる。

第14条 欺瞞的事項等の登録禁止

何人も、何れかの要素であって、その使用が欺瞞、混同その他を生じさせる虞があるとの理由により裁判所において保護を受ける権利がないもの又は法律若しくは道徳に反するか若しくは恥ずべき意図があるものを商標又は商標の一部として登録することはできない。

第15条 同一及び類似の商標の登録禁止

(1) (2)の規定に従うことを条件として、商標であって、異なる所有者に属し、かつ、同一の商品又は同一の種類の商品に関して既に登録簿に記載されている標章と同一であるか又はそれに類似するもの、また、サービスに関しては、異なる所有者に属し、かつ、同一のサービス又は同一の種類の商品に関して既に登録簿に記載されている標章と同一であるか又はそれに類似するものは、何れの商品又は何れの種類の商品に関しても登録することができない。

(2) 誠実な同時使用の場合又は裁判所若しくは登録官の意見では同時使用を適正なものにする他の特別な事情がある場合は、裁判所又は登録官は、課することが適正であるとそれらが考える条件及び制限に従うことを条件として、同一の商品又は同一の種類の商品に関して、同一の又は相互に類似している商標の複数の所有者による登録を許可することができる。

(3) 同一の商品若しくは同一の種類の商品に関して又は同一のサービス若しくは同一の種類の商品に関して、同一の又は相互に類似する商標の所有者としてそれぞれ登録されるべき旨の出願が異なる者により別個になされた場合は、登録官は、それらの者の権利が裁判所により決定されるまで、又は登録官が承認する態様の合意により若しくは上訴に基づいて裁

判所により確定されるまで、その何れを登録することも拒絶することができる。

第 15A 条 周知商標の保護

(1) 本法において、パリ条約又は WTO 協定に基づき周知商標として保護を受ける権利を有する商標というときは、ケニアにおいて周知のものである標章であって、次の何れかに該当する者の標章であるものを指す。

(a) 条約国の国民である者、又は

(b) 条約国に居住しているか、又はケニアにおいて事業を営んでいるか若しくは営業権を有しているか否かに拘らず、条約国に現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する者

(2) 第 36B 条の規定に従うことを条件として、パリ条約又は WTO 協定に基づき周知商標として保護を受ける権利を有する商標所有者は、差止命令により、同一又は類似の商品又はサービスに関する、自己の商標と同一の商標又はその本質的部分が自己の商標と同一の若しくはそれに類似する商標のケニアにおける使用を制限する権利を有する。ただし、その使用が、当該商品又はサービスの使用者の間に混同を生じさせる虞がある場合に限る。

(3) (2)の如何なる規定も、本条の施行前に開始された善意での商標の使用の継続に影響を及ぼすものではない。

(4) ある商標又はその本質的部分が周知商標の識別性を害し、妨げ又は不当に利用する虞がある場合は、当該商標を登録してはならない。

第 16 条 A 部への登録が 7 年後の有効性に関して決定的であること

(1) 登録簿 A 部に登録されている商標(第 35 条に基づく申請を含む)に関するすべての法的手続において、商標の登録簿 A 部への原登録は、当該登録の日から 7 年の満了後、次の何れかの場合を除き、すべての点で有効であるものと解する。

(a) 当該登録が不正手段により取得された場合、又は

(b) 当該商標が第 14 条に違反する場合

(2) 第 8 条(1)の如何なる規定も、登録簿 A 部に登録された商標に関する本条の前記の規定を登録簿 B 部に登録されている商標に適用するものと解釈してはならない。

第 17 条 登録の部分放棄

商標が、

(a) 所有者が商標として別個に登録しなかった部分を含み、又は

(b) 当該業界若しくは当該種類のサービスの提供について共通の若しくは識別性を有さない要素を含む場合は、登録官又は裁判所は、当該商標を登録簿に記載し又は留めておくか否かについて決定するに際し、当該商標を登録簿に留めておく条件として、次の何れかを要求することができる。

(i) 所有者が、当該商標の何れかの部分の排他的使用又は当該要素の全部若しくは一部の排他的使用であって、審判所が所有者は当該排他的使用の権利を有さないとしているものに対する権利を放棄すること、又は

(ii) 登録に基づく所有者の権利を明確にする目的で必要と審判所が考えるその他の権利の部分放棄を所有者が行うこと

ただし、登録簿上の如何なる権利の部分放棄も、権利の部分放棄がなされている商標登録から生じるものを除いては、商標所有者の権利に影響を及ぼすものではない。

第 18 条 物品又は物質の名称又は説明として使用される語

(1) 商標登録は、登録日後に、単数又は複数の語であつて、ある物品若しくは物質又はある活動の名称若しくは説明として当該商標が含んでいるか又は当該商標を構成しているものが使用されていることのみを理由として無効になるものとみなしてはならない。

ただし、次の何れかのことが証明された場合は、(2)の規定が適用されるものとする。

(i) 当該物品又は物質に係る業を営んでいる者によるこれらの名称又は説明としての当該の語の周知のかつ確立された使用であつて、取引の過程において商標の所有者又はライセンシーと関連している商品又は(証明商標の場合に)所有者により証明された商品に関する使用でないものが存在すること

(ii) 当該物品又は物質が以前特許に基づいて製造され、当該特許の失効後 2 年以上の期間が経過しており、かつ、前記の語が当該物品又は物質の唯一の使用可能な名称又は説明であること、又は

(iii) サービスを提供する者によるある活動(そのサービスに含まれるもの)の名称又は説明として周知の確立された語であつて、その提供に当該商標の所有者又はライセンシーが事業の過程において関連しているサービスに関して使用されていないものの使用があること

(2) (1)のただし書に言及されていることが何れかの語に関して証明された場合において、

(a) 商標が当該語のみから構成されているときは、商標登録は、当該の物品若しくは物質、同一の種類の商品又は当該の活動に係る登録に関する限り、第 35 条の適用上、誤って登録簿上に残った記載であるものとみなし、

(b) 商標に当該の語及び他の要素が含まれているときは、裁判所又は登録官は、当該商標を登録簿に残すか否かを決定するに際し、当該の物品若しくは物質及び同一の種類の商品、又は当該の活動に係る登録に関する限り、登録簿に残す決定の場合は、その条件として、所有者が、その物品若しくは物質及び同一の種類の商品、又は当該の活動若しくは語に係る排他的使用に対する権利を放棄することを義務付けることができる。ただし、登録簿における権利の部分放棄が商標所有者の如何なる権利にも影響を及ぼさないようにしなければならず(権利の部分放棄の対象である商標の登録から生じるものは除く)、また

(c) 当該商標に関する他の法的手続の目的で、

(i) 商標が当該語のみから構成されている場合は、慣習法に基づくか登録によるかを問わず、当該の物品若しくは物質、同一の種類の商品、若しくは当該の活動に係る当該商標の排他的使用に関する所有者のすべての権利、又は

(ii) 商標が当該語及びその他の要素を含んでいる場合は、当該語の前記のような関係での排他的使用に対する所有者のすべてのそのような権利は、

(1)のただし書の(i)に言及する使用が最初に周知の確立されたものになった日又は同ただし書の(ii)に言及する 2 年の期間の満了時に消滅したものとみなす。

(3) 混合物ではない単一の化学元素又は単一の化合物に係る一般に使用され、受け入れられている名称である語は、化学物質又は製剤に係る商標として登録することはできず、また、本法の施行時又はその後効力を有する当該登録は、第 16 条の如何なる規定にも拘らず、第 35 条の適用上、十分な理由なしに登録簿にされた記載、又は事情により、誤って登録簿に残

っている記載であるものとみなす。

ただし、本項は、他人が作った元素又は化合物ではなく、当該商標の所有者又はライセンシーが作った元素又は化合物の銘柄又は構成のみを表示するために、かつ、公衆の利用に供されている適切な名称又は説明と共に使用される語に関しては、適用されない。

第 19 条 色彩に関する限定の効果及び当該限定がない場合の効果

(1) 商標は、その全部又は一部について、1 又は複数の特定の色彩に限定することができ、その場合、商標がそのように限定されている事実は、裁判所又は登録官が当該商標の識別性に関して決定を下すときに考慮に入れるものとする。

(2) 商標が色彩に係る限定なしに登録されている場合は、その限りにおいて、すべての色彩について登録されているものとみなす。

第 III 部 登録の手續及び存続期間

第 20 条 登録出願

(1) 自己が使用しているか又は使用することを意図している商標の所有者であることを主張する者であつてそれを登録することを希望するものは、所定の態様により、登録簿 A 部又は B 部への登録を書面により登録官に出願するものとする。

(2) 登録官は、本法の規定に従うことを条件として、出願を拒絶することができ、又は無条件に又は適正と考える訂正、変更、条件若しくは制限に従うことを条件として、出願を認容することができる。

(3) 登録簿 A 部への商標(証明商標以外のもの)の登録出願の場合において、出願人に異存がないときは、登録官は、出願を拒絶する代わりに、B 部への登録の出願として扱い、出願をそれに応じて処理することができる。

(4) 拒絶又は条件付認容の場合において、出願人が要求するときは、登録官は、当該結論に到る上での自己の決定の理由及び自己が使用した資料について書面により陳述するものとし、かつ、当該決定は、裁判所への上訴の対象となる。

(5) 本条に基づく上訴は、所定の態様により行うものとし、また、上訴に基づいて裁判所は、要求があつたときは出願人及び登録官を聴聞し、かつ、出願を認容すべきか否か、また、認容する場合は如何なる訂正、変更、条件又は制限を付すべきかについて決定する命令を发出する。

(6) 本条に基づく上訴は、登録官が陳述した資料について審理するものとし、出願の認容に対する異論の更なる理由であつて、登録官が陳述していた理由以外のものを、裁判所の許可による場合を除いて登録官が挙げることは認められない。また、更なる異論の理由が挙げられた場合は、出願人は、定めるところにより通知を出して、費用を納付することなく出願を取り下げる権利を有する。

(7) 登録官又は裁判所は、認容の前後に拘りなくいつでも、出願における若しくは出願に関連する誤りを修正するか又は登録官若しくは裁判所が適切と考える条件で出願を訂正することを出願人に許容することができる。

第 21 条 登録に対する異議申立

(1) 商標登録出願が、無条件であるか条件付又は制限付であるかを問わず認容された場合は、登録官は、認容後速やかに認容された際の当該出願を所定の方法で公告させるものとし、かつ、公告においては、出願認容の前提であつたすべての条件及び制限を記載するものとする。ただし、登録官は、出願が第 12 条(1)(e)に基づいてされた場合又は例外的な事情の理由により登録官がそうすることを適切と考える他の場合においては、認容前に出願を公告させることができ、かつ、出願がそのように公告された場合は、登録官は、当該出願が認容されたときに改めてそれを公告することができるが、その義務はない。

(2) 何人も、出願の公告日から所定の期間内に、登録に対する異議申立の通知を出すことができる。

(3) 通知は、所定の方法により書面を出すものとし、異議申立の理由の陳述を含めなければならない。

(4) 登録官は、通知の写しを出願人に送付し、出願人は、その受領後所定の期間内に、自己

の出願について依拠する理由に係る反対陳述書を所定の方法により登録官に送付するものとし、そうしなかった場合は、その出願を放棄したものとみなされる。

(5) 出願人が反対陳述書を送付した場合は、登録官は、その写しを異議申立の通知を出した者に提供するものとし、かつ、要求された場合は当事者を聴聞した後、証拠を検討した上で、登録を認容すべきか否か、また、認容する場合は如何なる条件又は制限を付するべきかについて決定する。

(6) 登録官の決定は、裁判所への上訴の対象となる。

(7) 本条に基づく上訴は所定の方法で行うものとし、上訴に基づき、裁判所は、要求された場合は当事者及び登録官を聴聞し、かつ、登録を認容すべきか否か、また、認容する場合は如何なる条件又は制限を付するべきかについて決定する命令を発出する。

(8) 本条に基づく上訴の審理の際、何れの当事者も、所定の方法又は裁判所の特別の許可により、裁判所による検討のための更なる資料を提示することができる。

(9) 本条に基づく上訴に際し、商標登録に対する異論の更なる理由であって、異議申立人が陳述した理由ではないものを異議申立人又は登録官が挙げることは、裁判所の許可による場合を除いては、認められない。また、更なる異論の理由が挙げられない場合は、出願人は、所定の通知を出して、異議申立人の費用を納付することなく自己の出願を取り下げる権利を有する。

(10) 本条に基づく上訴に際し、裁判所は、登録官を聴聞した後、登録が意図されている商標がその同一性に本質的な影響を及ぼさない態様で変更されることを許容することができるが、その場合は、そのように変更された商標は、登録される前に、所定の方法で公告されなければならない。

(11) 異議申立の通知を出した者若しくは当該通知の写しの受領後反対陳述書を送付した出願人、又は上訴人がケニアにおいて居住しておらず、事業を営んでもいない場合は、裁判所又は登録官は、同人に対し、異議申立又は上訴に関する裁判所又は登録官の下における手続の費用に係る保証金を供託するよう要求することができ、また、保証金が適正に供託されない場合は、異議申立若しくは出願又は上訴は、取り下げられたものとして扱うことができる。

第 22 条 登録

(1) 登録簿 A 部又は B 部への商標登録の出願が認容され、かつ

(a) 出願に異議申立が行われずに異議申立の通知に係る期間が満了するか、又は

(b) 出願に異議申立が行われ、異議申立について出願人に有利な決定が下された場合は、登録官は、出願が誤って認容されたのではない限り、当該商標を A 部又は B 部に登録するものとし、当該商標は、登録されるときは、登録出願の日付をもって登録されるものとし、この日は本法の適用上登録日であるものとみなされる。

ただし、商標が登録されたとされる日及び登録日であるものとみなされる日に関する本条の規定は、本法に基づいて登録された商標であって、国際取決め又は帝国間取決めに関する何れかの立法の利益を受けるものに関しては、当該立法の規定に従うことを条件として適用される。

(2) 商標が登録されたときは、登録官は、登録官が署名捺印した当該商標の登録に係る所定の様式での証明書を出願人に交付する。

(3) 商標登録が出願人の懈怠の理由により出願日から 12 月以内に完了しなかった場合は、登

録官は、不完了の通知を所定の方法で書面により出願人に発出した後、当該出願を放棄されたものとして扱うことができる。ただし、通知においてその目的で明記した期間内に出願が完了された場合はこの限りでない。

第23条 登録の存続期間及び更新

(1) 商標登録は、10年の期間に係るものとするが、本条の規定に従って適時に更新することができる。

(2) 登録官は、登録商標所有者が所定の方法で所定の期間内に行った出願に基づいて、商標登録を原登録又は最後の登録更新の満了日(この日は、本条において最後の登録の失効という)から10年の期間更新する。

ただし、本条の施行前に登録されたか又は登録が更新されたすべての商標は、登録又は更新期間の満了まで効力を維持し、その後は、本条の規定が適用される。

(3) 登録官は、商標登録の最後の更新前の所定の時に、所定の方法で満了日並びに手数料納付に関する条件及び登録更新を取得するためのその他の条件に係る通知を登録所有者に送付するものとし、その目的で定められた期間の満了時に前記の条件が適正に満たされていない場合は、登録官は、当該商標を登録簿から抹消することができる。ただし、登録簿へのその回復に関して定められる条件に従うものとする。

(4) 商標が更新手数料の不納のために登録簿から抹消された場合において、抹消の日から1年間は、商標登録出願の観点から、当該商標は、既に登録簿に記載されている商標であるものとみなされる。

ただし、裁判所又は登録官が次の何れかが該当すると判断した場合は、本項は適用されない。

(i) 抹消された商標が抹消直前の2年の間に善意の取引又は事業に使用されていなかったこと、又は

(ii) 抹消された商標が以前使用されていたとの理由により登録出願の対象である商標の使用から欺瞞又は混同が生じる虞がないこと

(5) 登録官は、商標登録出願を、本法に基づいて定める準則に定める方法で、公報又はケニア官報において公告させる。

第24条 商標の一部及びシリーズとしての商標の登録

(1) ある商標の所有者がその商標の一部の排他的使用について別個に権利を有する旨主張する場合は、全体及び当該部分を別個の商標として登録できるよう出願することができる。

(2) 当該別個の商標の各々は、独立の商標のすべての条件を満たさなければならず、かつ、第26条(3)及び第33条(2)の条件に従い、独立の商標のすべての付随条件を満たさなければならない。

(3) 同一の商品又は同一の種類の商品に関する複数の商標であって、その重要な部分において相互に類似しているが、

(a) それらがそれぞれ使用されているか若しくは使用が意図されている商品の記載、又は

(b) 数量、価格、品質若しくは場所の名称の記載、又は

(c) 商標の同一性に本質的な影響を及ぼさない識別性を有さないその他の事項、又は

(d) 色彩に関して、

異なるものの所有者であると主張する者が、これらの商標の登録を求める場合は、これらの

商標は、1 登録におけるシリーズとして登録することができる。

第 IV 部 譲渡及び移転

第 25 条 譲渡及び移転に係る権限及び制限

(1) 登録商標は、事業の営業権と関連して、又は関連しないで、譲渡可能かつ移転可能である。

(2) 登録商標は、その登録の対象であるすべての商品若しくはすべてのサービスに関して、又は当該商品若しくはサービスの一部のみに関して、譲渡可能かつ移転可能である。

(3) 未登録商標の譲渡又は移転の時に、当該商標がある登録商標と同一の事業において使用されているか又はされていた場合において、当該未登録商標が、当該登録商標が譲渡又は移転されたと同一の時に同一の者に譲渡又は移転されるか又はされたときは、(1)及び(2)の規定は、登録商標の場合に適用されるのと同様に未登録商標に適用される。

(4) (1)、(2)及び(3)の如何なる規定にも拘らず、譲渡又は移転の結果として、その事情において、慣習法に基づくか又は登録によるかを問わず、同一の商品又は同一の種類の商品又は実施されるサービスに関する相互に類似しているか又は同一の商標の使用について複数の関係人に排他権が存するか又は存したこととなる場合において、これらの商品又は実施されるサービス及びこれらの商標の類似性に鑑みて当該権利の行使としてのこれらの商標の使用が欺瞞又は混同を生じさせる虞があるか又はあったときは、商標は譲渡可能又は移転可能ではなく、また、可能であったとみなしてはならない。

ただし、当該事情の下で商標が譲渡又は移転されるか又はされた場合において、その結果として関係人それぞれに存する排他権が、それに課された制限に鑑みて、ケニアにおいて販売されるか若しくはその他の方法で取引される商品、若しくはケニア内で実施されるサービス(ケニアからの輸出にかかるものを除く)に関して、又はケニア外の同一の市場に輸出される商品に関して、これらの者の 2 以上のものによって行使されることは不可能であるか又は不可能であったときは、当該譲渡又は移転が本項に基づいて無効であるか又は無効であったとみなしてはならない。

(5) 登録商標をその登録の対象である商品又はサービスに関して譲渡することを意図する当該登録商標の所有者は、所定の方法により、事情を記載した事件陳述書を登録官に提出することができ、登録官は、当該主張に言及されている商品又はサービス及び商標の類似性を考慮して、最初に言及されている商標の意図された譲渡が(4)に基づいて無効であるか否かを記載した証明書を当該所有者に交付することができ、また、そのように交付された証明書は、上訴に関する本条の規定に従うことを条件として、かつ、当該証明書が不正手段又は不実表示により取得されたことが証明された場合を除いて、当該譲渡が前記の項に基づき有効か又は無効かに関して、それが当該主張に記載された事実に基づいて依拠している限りは、決定的なものとなる。ただし、有効とする証明書に関しては、権原を得る者の権原の第 28 条に基づく登録申請が証明書の交付の日から 6 月以内にされた場合に限られる。

(6) (1)、(2)及び(3)の如何なる規定にも拘らず、商標の譲渡又は移転の結果として、その事情において、慣例法に基づくか登録によるかを問わず、ケニアのある場所又は複数の場所において販売されるか若しくはその他の方法で取引される商品又は実施されるサービスに関する使用に限定される当該商標の使用に係る排他権が関係人の 1 に、また、最初に言及されている商標に類似する商標又はそれと同一の商標の、ケニアのある他の場所又は複数の他の場所において販売されるか若しくはその他の方法で取引される商品又は実施されるサービスに

関する使用に限定される同一の商品又はサービスに関する使用に係る排他権が前記の者の他の1に存することとなる場合においては、商標は、指定日以後、譲渡可能又は移転可能ではない。

ただし、登録官は、商標を譲渡することを意図する商標所有者又は商標が指定日以後に自己若しくは前権利者に移転された旨を主張する者による所定の方法による申請に基づき、すべての事情に鑑みて、当該権利を行使しての当該商標の使用が公益に反することとはならないと判断した場合は当該の譲渡又は移転を承認することができ、また、そのように承認された譲渡又は移転は、本項又は(4)に基づいて無効であるか又は無効であったとみなしてはならず、登録商標の場合は、権原を得る者の権原の第28条に基づく登録を求める申請が、前記の承認が与えられた日から6月以内にされたか又は移転の場合はその日前にされた場合を除いては、この規定は適用されない。

(7) 何れかの商品に関して、譲渡の時点で当該商品に係る事業において使用されている商標が、指定日以後に、当該事業の営業権と関連してではなく譲渡された場合は、当該譲渡は、次の要件が満たされるまでは効力を生じない。即ち、譲受人は、当該譲渡が行われた日から6月の満了以前に又は登録官が認める延長期間内に、譲渡の公表に関する指示を登録官に求めなければならない。かつ、登録官が指示する様式及び方法により、登録官が指示する期間内に、当該譲渡を公表しなければならない。

(8) 本条に基づく登録官の如何なる決定も、裁判所への上訴の対象となる。

第26条 (2002年第4号第6条により廃止)

第27条 登録所有者の譲渡及び受領証交付の権限

本法の規定に従うことを条件として、ある商標の所有者として現に登録簿に記載されている者は、他の何れかの者に属するとして登録簿に記載されている権利に従うことを条件として、当該商標を譲渡し、かつ、その譲渡の対価に係る有効な受領証を交付する権限を有する。

第28条 譲渡及び移転の登録

(1) ある者が、譲渡又は移転により登録商標に係る権利を得た場合は、その者は、その権利を登録するよう登録官に申請するものとし、登録官は、当該申請を受領したときは、納得の行く権利の証拠に基づき、当該譲渡又は移転の対象である商品又はサービスに関して、当該商標の所有者としてその者を登録し、かつ、当該譲渡又は移転の細目を登録簿に記入させる。

(2) 本条に基づく登録官の何れの決定も、裁判所への上訴の対象となる。

(3) 本条に基づく上訴又は第35条に基づく申請の目的による場合を除いては、(1)の規定に従って登録簿に記入されていない書類又は証書は、商標に係る権利の証拠としては、何れの裁判所においても証拠として許容されない。ただし、裁判所が別段の指示をしたときを除き、当該書類又は証書の当事者間に係る場合はこの限りでない。

第V部 使用及び不使用

第29条 不使用の理由に基づく登録簿からの抹消及び制限の賦課

(1) 第30条の規定に従うことを条件として、登録商標は、次の何れかの理由に基づいて不服がある者による申請であって、裁判所に対するもの又は申請人の選択によりかつ第53条の規定に従うことを条件として登録官に対するものに基づいて、その登録の対象である商品又はサービスの何れかに関して登録簿から抹消することができる。

(a) 当該商標が、それを登録出願人が当該の商品又はサービスに関して使用すべきであるとの誠実な意図が同人にないままに登録され、かつ、事実、出願日の1月前の日までに、当該の商品又はサービスに関してその時の所有者の何れも当該商標を誠実に使用したことがないこと、又は

(b) 出願日の1月前の日までに、連続する5年以上の期間であって、その間当該商標が登録商標であり、かつ、当該の商品又はサービスに関してその時の所有者の何れも当該商標を誠実に使用しなかったものが経過したこと

ただし、(申請人が、第15条(2)に基づき、当該の商品若しくはサービスに関して同一の若しくは類似する商標を登録することを許容されている場合、又は審判所が、同人は当該商標を前記のように登録することを適正に許容され得ると考える場合を除き)審判所は、何れかの商品又はサービスに関して本項(a)又は(b)に基づいて行われた申請を拒絶することができる。この場合、当該の日前に又は場合により当該の期間内に、当該商標登録の対象である次のサービス又は商品に関して、その時のその所有者の何れかが当該商標を誠実に使用したことが証明されることを条件とする。

(i) 同一の種類の商品、又は

(ii) 当該の商品若しくはその種類の商品に関する商品

(2) 商標登録の対象である商品又はサービスに関して、

(a) ケニアにおいて若しくはケニアの特定の場所において販売されるか若しくはその他の方法で取引される商品若しくはサービス(輸出に係るものを除く)に関する、又は特定の市場に輸出される商品若しくはサービスに関する商標の不使用に関する限り、(1)(b)にいう事項が証明され、かつ

(b) 第15条(2)に基づいて、ある者が、前記の場所において販売されるか若しくはその他の方法で取引される商品若しくはサービス、若しくはその場所で実施されるサービス(輸出に係るものを除く)に関する、若しくはその市場に輸出される商品若しくはサービスに関する使用に及ぶ登録に基づく商品若しくはサービスに関して同一の若しくは類似する商標を登録することを許容されるか、又は裁判所若しくは登録官が、その者は当該商標をそのように登録することを適正に許容され得ると考える場合は、

その者による裁判所への、若しくはその者の選択によりかつ第53条の規定に従うことを条件として登録官への申請に基づいて、裁判所又は登録官は、先に言及されている商標の登録に対し、当該登録が後に言及されている使用に及ばないようにするために適正であると考えられる制限を課することができる。

(3) 申請人は、(1)(b)の適用上、又は(2)の適用上、商標の不使用であって、特別の事情によるか又は特定のサービスに関するものであり、申請が関係する商標を放棄する意図によるものではなかったことが証明されたものに依拠する権利を有さない。

第 30 条 周知商標の防護登録

(1) 考案語から成る商標が、その登録の対象である商品であって当該商標が使用されているものに関してきわめて周知のものとなったために、他の商品に関するその使用が、当該他の商品と先に言及された商品に関して当該商標を使用する権利を有する者との間の業としての関連を表示するものとみられる虞がある場合は、先に言及された商品に関して登録された所有者が当該他の商品に関して当該商標を使用しないか又は使用する意図を有さないにも拘らず、かつ、第 29 条の如何なる規定にも拘らず、当該商標は、先に言及された商品に関して登録された所有者の所定の方法による出願に基づいて、その名義により、当該他の商品に関し、防護商標として登録することができ、そのように登録されている間は、当該商品に関して同条に基づいて登録簿から抹消されることはない。

(2) ある商標の登録所有者は、当該商標が既に自己の名義により当該商品に関して防護商標としてではなく登録されている場合であっても、何れかの商品に関し、当該商標の防護商標としての登録を出願することができ、又は当該商標が既に自己の名義により当該商品に関して防護商標として登録されている場合であっても、何れかの商品に関し、当該商標の防護商標としてではない登録を出願することができる。何れの場合も、既存の登録に代わるものとする。

(3) 防護商標として登録された商標と、同一の所有者の名義により防護商標としてではなく登録された商標とは、それぞれの登録が異なる商品に関する場合であっても、連合商標であるものとみなされ、かつ、連合商標として登録される。

(4) 不服がある者による裁判所への、若しくはその者の選択によりかつ第 53 条の規定に従うことを条件として登録官への申請に基づいて、ある商標の防護商標としての登録は、当該商標の同一の所有者の名義による防護商標としてではない登録の対象である商品に関して(1)の要件がもはや満たされていないとの理由に基づいて取り消すことができ、又は当該商標の防護商標としての登録の対象である商品に関する当該商標の使用が(1)に言及される表示になるとみられる虞がもはやないとの理由に基づいて当該商品に関して取り消すことができる。

(5) 登録官は、いつでも、同一の所有者の名義による防護商標としてではない登録がもはや存在しない商標の防護商標としての登録を取り消すことができる。

(6) 本条に明示的に別段の規定がある場合を除いて、本法の規定は、防護商標としての商標登録及びそのように登録された商標に関して、他の場合において適用されると同様に適用されるものとする。

第 31 条 登録使用者

(1) 本条の規定に従うことを条件として、商標所有者以外の者は、当該商標の登録の対象である商品の全部又は一部に関して、又は事業の過程においてその者がその提供に関連しているサービスに関して、条件若しくは制限付で又は条件若しくは制限なしで、そのライセンシーとして登録されることができる(防護商標の場合を除く)。また、ライセンシーによる商標の使用であって、現に当該商標が登録され、かつ、その者がライセンシーとして登録されているもの、かつ、その者の登録に課されている条件又は制限に従っているものを、本法において、商標の許容された使用という。

(2) 商標の許容された使用は、第 29 条の適用上、及び当該使用が本法又は慣習法に基づいて重要であるその他の目的で、その所有者による使用であるものとみなされ、かつ、所有者以

外の者による使用ではないものとみなされる。

(3) 当事者間に存在する合意に従うことを条件として、商標のライセンシーは、商標所有者に対し商標の侵害を防止するための手続を取るよう求める権利を有し、所有者がその求めを受けてから2月以内にそうすることを拒絶するか又は怠る場合は、ライセンシーは、自己が所有者であるものとして、自己の名義により、所有者を被告として侵害手続を提起することができる。また、そのように被告として加えられた所有者は、自ら出頭し、手続に参加する場合を除いて、如何なる費用負担も負わない。

(4) ある者を商標のライセンシーとして登録することを意図する場合は、所有者及び意図されたライセンシーは、所定の方法により、登録官に書面で申請しなければならない。また、所有者による、又はその代理として行動することを委任されかつ登録官により承認された者による法定の宣言であって、

(a) 所有者と意図されたライセンシーとの間に存在する関係か又は意図された関係の詳細であって、両者間の関係に由来する、許容された使用に対する所有者による支配の程度、及び意図されたライセンシーが単独ライセンシーであること又はライセンシーとしてのその登録が申請の目的である者に関してその他の制限を設けることが両者間の関係の条件であるか否かを示す詳細を含むものを記載し、

(b) 意図された登録の対象である商品又はサービスを記載し、

(c) 商品又はサービスの特徴、許容された使用の態様若しくは場所、又は何れかの事項に関して意図された条件又は制限を記載し、また

(d) 許容された使用が一定の期間に係るものとなるか又は無期限のものになるか、及び一定の期間に係るもの場合は、その存続期間を記載したもの、並びに準則に基づき又は登録官により要求されるその他の書類、情報又は証拠を提出しなければならない。

(5) (4)の要件が満たされた場合において、登録官が、同項に基づいて自己に提出された情報を検討した後、すべての状況において、意図されたライセンシーによる、意図された商品若しくはサービス又はその一部に関する当該商標の使用であって、登録官が適正であると考え条件又は制限の下に置かれるものが公益に反しないことを納得したときは、登録官は、意図されたライセンシーを、前記のように自己が納得している商品又はサービスに関するライセンシーとして登録することができる。

(6) 登録官は、本条の前記の規定に基づく申請の認可が商標の不正取引を助長する虞があると考え場合は、当該申請を拒絶するものとする。

(7) 登録官は、申請人から要求された場合は、本条の前記の規定に基づく申請の目的で提供された情報(登録簿に記載された事項を除く)が取引上の競争相手に開示されないようにするための措置を取るものとする。

(8) 第35条の規定を害することなく、ある者のライセンシーとしての登録は、

(a) 当該登録が関係する商標の登録所有者の所定の方法による書面での申請に基づき、当該登録の対象である商品若しくはサービスに関して、又は当該登録に課されている条件若しくは制限に関して登録官が変更することができ、

(b) 当該商標の登録所有者、又は当該ライセンシー若しくは他のライセンシーの所定の方法による書面での申請に基づき登録官が取り消すことができ、また、

(c) 何れかの者の所定の方法による書面での申請に基づき、次の理由の何れかにより登録官

が取り消すことができる。

(i) ライセンシーが、許容された使用による以外の方法で、又は欺瞞若しくは混同を生じさせるか若しくは生じさせる虞がある方法で当該商標を使用したこと

(ii) 所有者若しくはライセンシーが、登録の申請に重要なある事実について不実表示を行ったか若しくは開示を行わなかったこと、又は登録の日の後事情が著しく変更したこと

(iii) その履行に申請人が利害関係を有する契約に基づいて申請人に属する権利に鑑みて、当該登録がなされるべきでなかったこと

(9) ある者のライセンシーとしての登録の、当該商標の他のライセンシーへの通知について、(8)に基づく申請の、当該商標の登録所有者及び各ライセンシー(申請人でない者)への通知について、及び当該申請に基づき申請人に及び当該申請が通知されかつ準則に従って当該手続に参加するすべての者に聴聞を受ける機会を与えることについて、規定を準則により設けるものとする。

(10) 登録官は、もはや当該商標の登録対象ではない商品又はサービスに関する商標のライセンシーとしてのある者の登録をいつでも取り消すことができる。

(11) 本条の前記の規定に基づく登録官の決定は、裁判所への上訴の対象となる。

(12) 本条の如何なる規定も、商標のライセンシーに対し、当該商標の使用に係る譲渡可能又は移転可能な権利を与えるものではない。

第 32 条 設立予定の法人等による商標の意図された使用

(1) 商品又は実施予定のサービスに関する商標の登録出願は、出願人が当該商標を使用しないか又は使用する意図がないと考えられるとの理由のみによって拒絶してはならず、また、当該登録に係る許可を当該理由のみによって保留してもならない。ただし、次を条件とする。

(a) 裁判所又は登録官が、法人が設立される所であり、かつ、出願人は当該商品又は実施予定のサービスに関する法人による使用の目的で当該商標を当該法人に譲渡することを意図していると判断していること、又は

(b) 当該出願が、当該商標のライセンシーとしてのある者の登録に係る申請を伴っており、かつ、裁判所又は登録官が、所有者は当該商標が、商品又は実施予定のサービスに関してその者により使用されることを意図していると判断しており、更に、裁判所又は登録官が、当該商標の登録の直後にその者が当該商標のライセンシーとして登録されると判断していること

(2) 第 29 条の規定は、本条(1)により与えられる権限に基づいて登録される商標に関して、第 29 条(1)(a)における、商標は登録出願人により使用されるべきであるとの当該出願人の意図への言及の代わりに、商標は当該の法人又はライセンシーにより使用されるべきであるとの同人の意図への言及が挿入されたものとして適用される。

(3) 裁判所又は登録官は、(1)により、前記の法人に譲渡する意図に依拠する出願人に与えられる権限の行使の条件として、同人に対し、裁判所又は登録官の下での異議申立又は上訴に関する手続の費用に係る保証金を供託するよう要求することができ、かつ、当該保証金が適正に供託されない場合は、当該出願を放棄されたものとして扱うことができる。

(4) (1)により与えられる権限に基づき、何れかの商品に関して、商標が前記の法人に譲渡する意図に依拠する出願人の名義で登録された場合は、所定の期間内、又は所定の方法で登録官にされた申請に基づき登録官が認める 6 月以下の延長期間内に当該商品に関する商標の所

有者として当該法人が登録されない限り、当該登録は、当該期間の満了時に当該商品に関して効力を失い、登録官は、それに応じて登録簿を訂正するものとする。

第 33 条 関連する又は実質的に同一の複数の商標の 1 の使用と他の使用との同等性

(1) 本法に基づき、ある登録商標の使用を証明することが何らかの目的で要求されている場合は、裁判所又は登録官は、正当であると考えられる場合はその限りにおいて、同一性に実質的な影響を及ぼさない追加又は変更を施したある商標の使用を、証明することを要求されている使用と同等のものとして認容することができる。

(2) 登録商標の全体の使用は、本法の適用上、その一部である何れかの登録商標であって、第 24 条(1)に基づき同一の所有者の名義で登録されたものの使用でもありとみなす。

第 34 条 輸出貿易のための商標の使用

ケニアから輸出される商品へのケニアにおける商標の使用、及びケニアから輸出される商品又はケニア外で実施されるサービスに関してケニアにおいてなされるその他の行為であって、ケニアにおいて販売されるか若しくは他の方法で取引される商品又はケニア内で実施されるサービスに関してされたならばケニアにおける商標の使用を構成することとなるものは、本法又は慣習法において当該使用が重要である如何なる目的でも、当該商品又はサービスを構成するものとみなす。

第 VI 部 登録簿の更正及び修正

第 35 条 登録簿における記載を更正する一般的権限

(1) 記入事項の登録簿への不挿入若しくは登録簿からの省略、十分な理由がない登録簿への記入、誤って登録簿に残っている記入又は登録簿における記入中の誤り若しくは不備のために不服がある者は、所定の方法により、裁判所に対して又はその者の選択によりかつ第 53 条の規定に従うことを条件として登録官に対して申し出ることができ、裁判所又は登録官は、記入の挿入、抹消又は変更であって、自己が適切と考えるものに係る命令を発出することができる。

(2) 裁判所又は登録官は、本条に基づく手続において、登録簿の更正に関連して決定することが必要又は適切である如何なる問題についても、決定を下すことができる。

(3) 登録商標の登録、譲渡又は移転に係る詐欺行為の場合は、登録官は、本条に基づいて自ら裁判所に申し出ることができる。

(4) 登録簿を更正する裁判所の命令においては、当該更正の通知を所定の方法で登録官に送達するよう指示するものとし、登録官は、当該通知を受領したときは、それに応じて登録簿を更正するものとする。

(5) 本条により与えられた登録簿を更正する権限は、登録簿 A 部における登録を B 部に移す権限を含む。

第 36 条 条件の違反の故に登録を抹消又は変更する権限

不服がある者による裁判所への若しくはその者の選択によりかつ第 53 条の規定に従うことを条件として登録官への申請に基づき、又は登録官による裁判所への申請に基づき、裁判所又は登録官は、商標の登録に関して登録簿に記入された条件の違反又は当該条件の不遵守の理由により当該商標登録を抹消又は変更するための自己が適切と考える命令を発出することができる。

第 36A 条 登録商標の権利放棄

(1) 所有者は、登録商標を、その登録の対象である商品又はサービスの一部又は全部に関して、権利放棄することができる。

(2) 大臣は、登録商標の権利放棄及び当該登録商標について権利を有する者の保護に関して準則を定めることができる。

第 36B 条 黙認の効果

(1) 先の商標又はその他の先の権利の所有者であって、ケニアにおける登録商標の使用を継続して 5 年の期間黙認し、かつ、当該使用を承知していたものは、当該後の商標の登録が悪意で出願されたのでない限り、前記の先の商標又は先の権利に基づいて次のことを行う権利を失う。

(a) 当該後の商標の登録が無効である旨の宣言を申請すること、又は

(b) 当該後の商標の使用の対象である商品又はサービスに関するその使用に対して異議申立を行うこと

(2) (1) が該当する場合において、後の商標の所有者は、先の商標の使用又は先の権利の利用

に対して異議申立を行う権利を有さない。ただし、当該先の商標又は権利は、もはや、後の商標に対して主張することができない。

第 37 条 登録簿の修正

(1) 登録官は、所定の方法で登録所有者により行われた請求に基づき、次のことを行うことができる。

- (a) 商標の登録所有者の名称、宛先若しくは説明に係る誤りを訂正すること
- (b) 商標所有者として登録されている者の名称、宛先若しくは説明に係る変更を記入すること
- (c) 登録簿への商標の記入を取り消すこと
- (d) ある商標が登録されている商品若しくはサービスから、何れかの商品若しくはサービス、若しくは何れかの類の商品若しくはサービスを削除すること、又は
- (e) 商標に関する権利の部分放棄若しくは注記事項であって、既存の商標登録により与えられている権利を如何なる方法でも拡張しないものを記入すること

(2) 登録官は、所定の方法で商標のライセンシーにより行われた請求に基づき、ライセンシーの名称、宛先又は説明について誤りを修正し、若しくは変更を記入することができる。

(3) 本条に基づく登録官の決定は、裁判所への上訴の対象となる。

第 38 条 登録商標の変更

(1) 商標の登録所有者は、当該商標の同一性に実質的な影響を及ぼすことのない態様で当該商標に付加するか又は当該商標を変更するための許可を所定の方法で登録官に申請することができ、登録官は、許可を拒絶することができ、又は自己が適切と考える条件でかつ当該制限に従うことを条件として許可を与えることができる。

(2) 登録官は、本条に基づく申請を公表することが適切であると考えられる何れの場合においても、それを所定の方法で公表させることができ、登録官がそうした場合において、公表の日から所定の期間内に何れかの者が所定の方法で当該申請に対する異議申立の通知を登録官に出したときは、登録官は、要求された場合に当事者を聴聞した後、当該事件について決定を下すものとする。

(3) 本条に基づく登録官の決定は、裁判所への上訴の対象となる。

(4) 本条に基づく許可が与えられた場合は、変更された商標は、所定の方法により公表されなければならない。ただし、当該商標が、(2)にいう公表において、変更された形で既に公表されている場合はこの限りでない。

第 39 条 訂正又は代置された商品の類への登録簿の記入事項の適合

(1) 大臣は、当該商標の登録の対象である商品若しくは商品の類又はサービス若しくはサービスの類の登録簿における名称を訂正又は代置された所定の類に適合させる目的で必要である限り、登録簿に記入を行うか、登録簿の記入を抹消するか又は変更するか何れによるかを問わず、登録簿を訂正する権限を登録官に与えるために、随時、自己が適切と考えるように準則を定め、様式を定め、また、一般的に自己が適切と考える事を行うことができる。

(2) 登録官は、(1)にいう目的で自己に与えられた権限を行使するに当たり、訂正が行われる直前に商標が登録された商品若しくは商品の類(1の類が複数の類の何れかを問わない)に何

れかの商品若しくは商品の類を追加する効果を有するか、又は何れかの商品に関する商標登録の日付を早める効果を有することとなる登録簿の訂正を行ってはならない。ただし、本項は、登録官が、本項を遵守することには不当な複雑さを伴い、かつ、前記の追加又は日付を早めることがかなりの数量の商品に影響を及ぼすことにはならず、何れの者の権利も著しく害することにならないと判断する商品に関しては、適用されない。

(3) (1)にいう目的での訂正に係る登録官の意図は、影響を受ける商標の登録所有者に通知され、登録所有者による裁判所への上訴の対象となり、変更を付して公表される。また、意図されている訂正が(2)に違反するとの理由で不服がある者は、登録官の下で異議を申し立てることができ、当該異議申立に関する登録官の決定は、裁判所への上訴の対象となる。

(4) (1962年第39号第5条により削除)

第 VII 部 証明商標

第 40 条 証明商標

(1) 何れかの商品に関して、原産地、材料、製造法、品質、厳密さその他の特徴に関して何れかの者が証明した商品を、そのように証明されていない商品から業として識別するように適合させた標章は、証明商標として、その所有者としての当該人の名義で、当該商品に関して登録簿 A 部に登録可能である。

ただし、証明された種類の商品の取引を営む者の名義で標章を前記のように登録することはできない。

(2) 裁判所又は登録官は、ある標章が識別する上で適合しているか否かを判断するに際し、次のことの程度を考慮に入れることができる。

(a) 当該標章が、当該の商品に関して識別する上で本来的に適合していること、及び

(b) 当該標章の使用又はその他の事情を理由として、当該標章が、実際に、当該の商品に関して識別する上で適合していること

(3) 本条(4)、(5)及び(6)並びに第 10 条及び第 11 条の規定に従うことを条件として、何れかの商品に関する証明商標の所有者としての登録は、有効な場合は、その者にそれらの商品に関する当該商標の使用に係る排他権を与え、かつ、前記の一般性を害することなく、当該商標の所有者でもなく、規則に基づいて当該所有者から許可されて規約に従って当該商標を使用する者でもない者であって、当該商標と同一であるか又は欺瞞若しくは混同を生じさせる虞がある程に当該商標に類似する標章を、当該商標の登録の対象である商品の何れかに関して、当該標章の使用が次の何れかに該当する虞が生じるような態様で業として使用する者は、当該権利を侵害するものとみなす。

(a) 商標としての使用であるとみられること、又は

(b) 当該使用が商品の表面においてか若しくは商品に物理的に関係しての又は広告回状若しくは公衆向けのその他の広告における使用である場合において、所有者として若しくは関係規約に基づく所有者の許可により当該商標を使用する権利を有する者への言及、又は所有者により証明された商品への言及を意味するとみられること

(4) 登録により与えられる証明商標の使用に係る権利は、登録簿に記載された条件又は制限に従わなければならない。また、当該制限に鑑みて当該登録が適用されない何れかの場所において販売され若しくはその他の方法で取引される商品に関して、そのような何れかの市場に輸出される商品に関して、又はそのような何れかのその他の事情において、何れかの態様での当該標識の使用により侵害されるとはみなさない。

(5) 登録により与えられる証明商標の使用に係る権利は、次の何れかの商品に関する何れかの者による当該標章の使用により侵害されるとはみなさない。

(a) 当該商標の所有者により証明された商品。ただし、当該商品又は当該商品がその一部を構成する積荷に関して、所有者又は関係規約に基づくその許可に従う他人が、当該商標を用いかつその後それを除去若しくは消去しなかったか、又は所有者が何れかの時点で明示的若しくは黙示的に当該商標の使用に同意している場合に限る。

(b) 与えられている権利を侵害することなく当該商標が使用されていたか若しくは現にそのように使用されているかもしれない他の商品の一部を構成するように又は当該他の商品の付属品となるように適合させられている商品。ただし、当該標章の使用が、当該商品がそのよ

うに適合させられていることを表示するために合理的に必要であり、かつ、当該標章の使用の目的及び効果の何れも、当該商品が所有者により証明されているとの事実以外のことを表示することにはない場合に限る。

ただし、使用が当該標章の商品への適用である場合において、当該使用が関係規約に反するときは、当該商品が(a)に言及されている商品であっても同項は適用されない。

(6) 証明商標が、複数の登録商標であって、同一であるか又は相互に類似しているものの1である場合は、これらの商標の何れかの使用であって、登録により与えられている当該商標の使用に係る権利の行使によるものは、登録により与えられているこれらの商標の内の他の商標の使用に係る権利の侵害になるとはみなさない。

(7) 本条に基づいて登録されるすべての商標に関し、その使用に適用される規約を登録官事務所に寄託するものとし、それには所有者が商品を証明し、かつ、当該商標の使用を許可する場合についての規定を含めなければならない。また、登録官が挿入を要求又は許容するその他の規定(規約に従って商品を証明すること又は当該商標の使用を許可することの所有者による拒絶に関して審判請求を登録官に行う権利を与える規定を含む)を含めるものとする。登録官に寄託された規約は、登録簿と同様の態様で閲覧に供される。

(8) 証明商標は、裁判所の同意なしには、譲渡又は移転してはならない。

(9) 第1附則の規定は、本条に基づく標章の登録及びそのように登録された標章に適用する。

第 VIIA 部 団体商標

第 40A 条 団体商標

(1) 取引の過程において、ある団体の構成員である者の商品又はサービスを当該団体の構成員でないものの商品又はサービスから識別することを可能にする標章は、所定の方法による出願に基づき、当該商品又はサービスに関する団体商標又はサービスマークとして、当該団体の名義で登録が可能である。

(2) 団体商標の登録出願においては、当該の標章を団体商標として指定するものとし、かつ、出願書類には、当該標章の使用に適用される規約の写しを添える。

(3) (2)において、「規約」とは、団体標章の使用を管理する者が定める規約をいう。

(4) 団体商標の登録所有者は、団体商標に適用される規約に関するすべての変更を書面により登録官に通知しなければならない。

(5) 地理的名称又はその他の地理的原産地の表示は、団体商標又はサービスマークとして登録することができる。

(6) 別段の規定がない限り、本法の規定が団体商標又はサービスマークに適用される。

第 VIIB 部 国際出願

第 40B 条 バンジュール議定書並びにマドリッド協定及び議定書に基づいて登録される標章
この部において、

「バンジュール議定書」とは、1993 年ガンビア国バンジュールにおいて開催された ARIPO 管理理事会により採択された標章に関する議定書をいい、そのすべての改定又は修正を含む。

「国際事務局」とは、1967 年 7 月 14 日にストックホルムにおいて署名された条約により設立された世界的な所有権機関の国際事務局をいう。

「マドリッド協定」とは、1891 年 4 月にマドリッドにおいて採択された標章の国際登録に関する協定をいう。

「マドリッド議定書」とは、1989 年 6 月 27 日にマドリッドにおいて採択されたマドリッド協定に関する議定書をいう。

「国際商標」とは、マドリッド協定及びマドリッド議定書に基づき、ケニアにおいて保護される権利を有する商標をいう。

第 40C 条 広域及び国際出願に関する準則

(1) 大臣は、準則において、バンジュール議定書並びにマドリッド協定及びマドリッド議定書の規定をケニアにおいて施行するための適切な規定を定めることができる。

(2) (1)にいう準則においては、特に、次の事項について規定することができる。

- (a) 協会を経由する標章の国際登録に係る出願
- (b) ケニアにおける基本出願が発効しないか又は失効した場合に踏むべき手続
- (c) ARIPO 又は国際事務局への情報の伝達
- (d) 広域若しくは国際登録に係る出願及び更新に関する手数料の納付

第 40D 条 バンジュール議定書に基づく標章の登録に係る出願

(1) バンジュール議定書に基づき ARIPO により登録されたケニアを指定国とする商標は、ケニアにおいて、本法に基づいて登録された商標と同一の効力を有し、同一の保護を受ける。ただし、登録官が、当該出願に関し、標章が ARIPO により登録されている場合、当該標章はケニアにおいて効力を有さない旨の同議定書の規定に基づく決定を ARIPO に伝達した場合はこの限りでない。

(2) 協会は、バンジュール議定書に基づく出願であって、広域出願がそれと共に提出され、かつ、出願人がケニアの国民又は居住者であるものの場合に関して、受理官庁としての役割を果たす。

(3) 本法の規定と標章に関するバンジュール議定書の規定との間に衝突がある場合は、本法が優先する。

(4) 登録商標に係る法的手続及び審判請求(上訴)に関する本法の規定は、国際商標に適用される。

第 VIII 部 準則及び手数料

第 41 条 大臣の準則を定める権限

大臣は、次の事項に関して適切と考える準則を定め、様式を定め、かつ、一般的に事柄をすることができる。

- (a) 書類の送達を含め、本法に基づく業務について規定すること
- (b) 商標登録の目的で、商品及びサービスを分類すること
- (c) 商標の写し及びその他の書類を作成又は要求すること
- (d) 商標の写し及びその他の書類の、大臣が適切と考える態様での発行及び販売又は配布を確保し、規制すること
- (e) 一般に、商標に関する登録官の業務及び本法により登録官の指揮又は管理の下に置かれるすべての事柄について規定すること

第 42 条 手数料

出願(申請)及び登録並びに本法に基づくその他の事項に関して、大臣が定める手数料を納付しなければならない。

第 IX 部 登録官の権限及び義務

第 43 条 識別性に関する登録官による予備的意見

(1) 商標の登録簿 A 部又は B 部における登録の出願を意図するものに対し、一見したところでは当該商標が本来的に識別に適合しているか又は識別ができると登録官が考えるか否かに関して意見を述べる権能は、本法に基づく登録官の職務の 1 である。

(2) 当該意見を得ることを希望する者は、所定の方法により、そのための申請を登録官にしなければならない。

(3) 登録官が肯定的な意見を述べた商標の登録に係る出願であって、意見を述べた 3 月以内に行われたものに関して、登録官が、更なる調査又は検討の上、当該商標が識別に適合していないか又は識別ができないとの理由による異論を出願人に通知した場合は、出願人は、所定の期間内に出願取下の通知を出して、当該出願について納付した手数料の払戻を受ける権原を有する。

第 44 条 登録官による裁量権行使の前の聴聞

本法又は準則により、自由裁量又はその他の権限が登録官に与えられている場合は、登録官は、(所定の期間内にそうすることが適正に要求されている場合において)聴聞を受ける機会を当該登録出願人又は当該商標の登録所有者に与えることなしに、当該権限を出願人又は登録所有者に不利に行使してはならない。

第 45 条 費用を裁定する登録官の権限

(1) 本法に基づく登録官の下でのすべての手続において、登録官は、何れの当事者に対しても自己が合理的と考える費用を裁定し、また、それを何れの当事者がどのように納付するかを指示する権限を有するものとし、かつ、当該命令は、裁判所又はその裁判官の許可に基づいて、裁判所の判決又は命令と同一の態様で、同一の効力をもって執行することができる。

(2) 首席裁判官は、費用の金額及び一般に費用に関して準則を定めることができる。

第 X 部 法的手続及び上訴

第 46 条 有効性の一応の証拠としての登録

登録商標(第 35 条に基づく申請を含む)に関するすべての法的手続において、ある者が商標の所有者として登録されている事実は、当該商標の原登録並びに当該商標に係るその後のすべての譲渡及び移転の有効性の一応の証拠となる。

第 47 条 有効性の認証

登録商標の登録の有効性が争われ、かつ、当該商標の所有者に有利となる決定が下された法的手続においては、裁判所は、その旨を認証することができ、裁判所がそのように認証したときは、当該登録の有効性が争われるその後の法的手続において、当該商標の所有者は、自己に有利な最終的命命又は判決を得た上で、費用、料金及び弁護士と依頼人との間の経費全額を受け取ることができる。ただし、その後の手続において裁判所が、当該所有者は当該金額を受け取ることができない旨を認定した場合はこの限りでない。

第 48 条 裁判所での手続における登録官の費用及び登録官による費用の納付

本法に基づく裁判所でのすべての手続において、登録官の費用は裁判所の裁量によるところとする。ただし、他の当事者の費用を支払うよう登録官に命じてはならない。

第 49 条 商慣行等の考慮

商標又は商号に関する訴訟又は手続において、裁判所又は登録官は、当該業界の慣行及び他の者により適法に使用されている関係商標若しくは商号又は外装の証拠を許容するものとする。

第 50 条 更正を伴う手続への登録官の出頭

(1) 求められている救済に登録簿の変更又は更正が含まれている法的手続においては、登録官は、出頭して聴聞を受ける権利を有し、また、裁判所から指示された場合は、出頭しなければならない。

(2) 裁判所から別段の指示を受けない限り、登録官は、出頭して聴聞を受ける代わりに、問題となっている事項に関する登録官の下での手続、登録官が下した決定で当該事項に影響を及ぼすものの理由、類似の事案についての登録官事務所の慣行、又は当該問題に関係し、かつ、登録官として知っているその他の事項で登録官が適切と考えるものに係る詳細を記載し、自署を付した陳述書を裁判所に提出することができる。当該陳述書は、手続における証拠の一部を構成するものとみなされる。

第 51 条 登録官の決定を審査する裁判所の権限

裁判所は、登録簿の更正の問題(第 35 条の規定に基づくすべての申請を含む)を処理するに当たり、問題の記入事項又は求められている修正に関する登録官の決定を審査する権限を有する。

第 52 条 上訴における裁判所の裁量

登録官の決定に対する本法に基づく裁判所への上訴において、裁判所は、本法に基づいて登録官に与えられているのと同じの裁量権を有し、かつ、これを行使するものとする。

第 53 条 申請を裁判所又は登録官の何れにするか選択できる場合の手続

本法の上記の規定の何れかに基づき、裁判所又は登録官の何れに申請するかを申請人が選択できる場合において、

- (a) 当該の商標に関して訴訟が係属中であるときは、裁判所に申請するものとし、
- (b) その他の事案において申請が登録官にされているときは、登録官は、当該手続の如何なる段階においても、当該申請を裁判所に付託するか又は当事者を聴聞した後、裁判所への上訴があり得ることを条件として、当該問題をそれらの間で決定することができる。

第 54 条 証言の態様

(1) 登録官の下での本法に基づく手続において、別段の指示がない場合は、証言は、司法手続外誓約書により行われるものとするが、供述による証言の代わりに又はそれに加えて、口頭での証言を取ることが正当と登録官が考える事案においては、登録官はそうすることができる。

(2) 当該司法手続外誓約書は、上訴の場合は、裁判所において、宣誓供述書の代わりに用いることができるが、そのように用いられた場合は、宣誓供述書による証言のすべての効果及び結果を伴うものとする。

(3) 証言の一部が口頭で取られた場合は、登録官は、証人の出席の要求及び宣誓による証言採取に関し、すべての点で治安判事と同一の立場にあるものとする。

第 54A 条 ニース協定の証拠適格性

1957 年 6 月 15 日の商標の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定及びそのすべての修正並びに同協定に関連するジュネーブの世界知的所有権機関の刊行物は、何れの裁判所又は登録官の下でも証拠として扱うことができ、かつ、本法に基づく登録官の職務に関して登録官により考慮に入れられるものとする。

第 55 条—第 56 条 (1965 年第 11 号第 5 条により廃止)

第 XI 部 違法行為並びに一定の標章の登録及び使用の制限

第 57 条 登録簿への記入事項の偽造

それが虚偽であることを知りつつ、登録簿に虚偽の記入をし若しくはさせ、登録簿への記入の写しであると虚偽で見せかける記載を登録簿にし又はさせ、又は当該記載を証拠として提示若しくは提出し、若しくは提示若しくは提出させる者は、違法行為の責めを負い、5 年以下の拘禁若しくは 1 万シリング以下の罰金又は当該拘禁及び罰金の双方に処される。

第 58 条 登録されたものとしての商標の虚偽表示に対する罰金

(1) 次の何れかに該当する表示をする者は、違法行為の責めを負い、5,000 シリング以下の罰金に処される。

- (a) 登録商標ではない標章に関し、それが登録商標である旨の表示、又は
- (b) 別個に商標として登録されている部分ではない登録商標の部分に関し、それがそのように登録されている旨の表示
- (c) ある登録商標の登録対象ではない商品に関し、その登録商標が登録されている旨の表示、又は

(d) 登録簿に記入されている制限に鑑みて、ある商標の登録によりその商標の使用に係る排他権が与えられていない状況において、当該登録により当該権利が与えられている旨の表示

(2) 本条の適用上、商標に関して「登録された」の語又は明示的であるか黙示的であるかを問わず登録を指すその他の語をケニアで使用したときは、登録簿への登録を指すものとみなす。ただし、次の場合を除く。

- (a) 当該の語が、他の語であって、少なくとも当該の語が書かれている文字と同じ大きさの文字で書かれており、かつ、その言及が、登録がその法律の下で現実に効力を有するケニア外の国の法律に基づく商標としての登録を指している旨を表示するものと物理的に関連して使用されている場合
- (b) 当該の語(「登録された」以外の語)が、それ自体で後掲の登録を指している旨を表示するものである場合、又は
- (c) 当該の語が、ケニア外の国の法律に基づいて商標として登録されている標章に関して、かつ、その国に輸出される商品に関して使用されている場合

第 58A 条 第 XI 部の用語の解釈

この部において、

商品に関して「に用いる」とは、その商品に次の何れかをするをいう。

- (a) 浮き出させ、押印し、刻印し、エッチングし、スタンプし、写真複写し、若しくはその他の方法で用い、又はプリントすること、又は
- (b) 織り込むか又は挿入すること、又は
- (c) 付加するか又は添付すること

「覆い」とは、びん、箱、カプセル、ケース、樽、フレーム、器、包装紙又はその他の容器若しくはカバーをいい、帯ラベル、券又はリールを含む。

登録標章に関して「偽造された」というときは、第 58C 条に説明されるように作成されたか又は偽造されたことをいう。

「販売する」には、
(a) 販売のために陳列すること、及び
(b) 取引又は商業目的での販売の目的で保有すること
が含まれる。

第 58B 条 使用

(1) 商標は、次に該当する場合は、商品に使用されていることになる。
(a) 当該商標が商品自体に使用されていること、又は
(b) 当該商標が、覆いであって、その上で、その中で又はそれに付けられて商品が販売されるものに使用されていること、又は
(c) 当該商品が、商標又はその他の標章が使用されている覆いの中若しくはその周りに置かれ、当該覆いにより包まれ、又は当該覆いに付属させられていること、又は
(d) 当該商標が、当該商標の使用に関連する商品が当該商標又はその他の標章により示されていると考えさせる可能性が高い態様で使用されていること
(2) 何れかの標識、広告、インボイス、一覧、カタログ、商業通信文、業務文書、価格表又はその他の商業書類に付されている当該商標又はその他の標章に言及することにより行われる申出又は請求に従って引き渡される商品が、(1)(d)の適用上、当該商標又はその他の標章の使用に関連する商品である。
(3) 商標が、その使用に関連するサービスがその商標により示されていると考えさせる可能性が高い態様で使用されている場合は、当該商標が当該サービスに関して用いられていることになる。
(4) 所有者の同意又は本法に基づく許可なくして登録商標、又は誤認若しくは混同を生じさせる程それに類似している標章が商品に、又はサービスに関して用いられている場合は、当該登録商標は、当該商品に又は場合により当該サービスに関して偽って用いられていることになる。

第 58C 条 登録商標の偽造

この部の適用上、ある者が、
(a) 登録商標所有者の同意若しくは本法に基づく許可なしに当該商標又は誤認若しくは混同を生じさせる程当該商標に類似している標章を作成し、又は
(b) 変更、追加、抹消若しくはその他の方法で登録商標を変造する場合は、
同人は、当該登録商標を偽造することになる。

第 58D 条 登録商標の偽造の禁止

(1) (2)に従うことを条件として、次のことを行う者は、違法行為の責めを負い、20 万シリング以下の罰金若しくは5年以下の拘禁又はその双方に処される。
(a) 登録商標を偽造すること、又は
(b) 登録商標を商品に、又はサービスに関して偽って用いること、又は
(c) 登録商標を偽造するか又は偽造するために使用する目的で、金型、版木、機械又はその他の器具を作ること、又は
(d) 登録商標を偽造するか又は偽造するために使用する目的で、金型、版木、機械又はその

他の器具を処分するか又は保有すること，又は

(e) 登録商標の所有者の同意なしに，次の何れかのことをすること，

(i) 当該登録商標を商品に，又はサービスに関して用いるための装置又は当該商標の見本を作り，輸入し又は保有すること，又は

(ii) 当該商標の複製，模造品又は見本を作ること，又は

(iii) 当該商標の複製，模造品又は見本を，これらが使用されている商品に付するのでない態様で輸入すること，又は

(f) 次の何れかのものを作り，輸入し又は保有すること

(i) 誤認又は混同を生じさせる程登録商標に類似する標章を商品に，又はサービスに関して使用するための装置，又は

(ii) 誤認又は混同を生じさせる程登録商標に類似する標章の複製，模造品又は見本であって，この部の規定に反して商品に，又はサービスに関して使用する目的のもの，又は

(iii) 誤認又は混同を生じさせる程登録商標に類似する標章を付した覆いであって，この部の規定に反して商品を覆うか若しくは入れるために又は商品に関して使用する目的のもの

(2) 次の何れかにいう嫌疑に関して，次のことが該当する場合は，十分な抗弁になる。

(a) (1)の嫌疑に関して，同人が，自己は詐取する意図なしに行動したことを証明すること

(b) (1)(b)又は(c)の嫌疑に関して，同人が，次のことを証明すること

(i) 自己の事業の通常のプロセスにおいて，自己が他人の代理として商標を作成するか若しくは作成するのに使用するための金型，版木，機械若しくはその他の器具を作るためか又は商品に若しくはサービスに関して商標を用いるために雇用されていたこと，並びに当該嫌疑の対象である事案において，自己が何れかの者により前記のように雇用されていたが，当該商品の販売又はサービスの実施による利益又は手数料に基づいて商品又はサービスに利害関係を有さなかったこと，

(ii) 自己が嫌疑を受けている違法行為を犯さないように合理的な注意を払ったこと，

(iii) 自己には，申し立てられている違法行為の実行の時点において，当該商標が本物でないと疑う理由がなかったこと，及び

(iv) 自己が，警察官による要請に基づいて，自己が代理としてそのために当該商標を用いた者に関するできる限りの情報を当該警察官に提供したこと

第 58E 条 偽造の登録商標を用いた商品の販売若しくは輸入又はサービスの実施の禁止

(1) (2)の規定に従うことを条件として，

(a) 偽造の登録商標が偽って使用されているか，又は

(b) 登録商標が偽って使用されている，

商品を販売し若しくは輸入するか又はサービスを実施する者は，違法行為の責めを負い，20万シリング以下の罰金若しくは5年以下の拘禁又はその双方に処される。

(2) 当事者が，この部にいう違法行為が行われることに対してすべての合理的な用心をした上で，次のことを証明する場合は，(1)にいう嫌疑に対する抗弁となる。

(i) 同人には，当該の販売の時点で当該商標が本物でないと疑う理由がなかったこと，及び

(ii) 同人が，警察官又は税関職員による要請に基づき，当該商品を同人に渡した者に関するすべての情報を当該官吏に提供したこと

第 58F 条 違法行為に対する助力及び教唆

ケニア内で行われた場合はこの部にいう違法行為となる違法行為のケニア外での実行についてケニア内で斡旋し、助言し、助力し、教唆し又は共犯となる者は、同人自身違法行為の責めを負い、20 万シリング以下の罰金若しくは 5 年以下の拘禁又はその双方に処される。

第 58G 条 証拠

(1) この部に基づく訴迫の対象となっている商品の輸入と関連する輸入者又はその他の者が提出したか又は使用したインボイス又はその他の書類は、何れの刑事手続においても、それを作成するか又はそれに署名した者の召喚なしに、証拠として提出することができる。

(2) この部に基づく違反行為に係る訴迫において、輸入商品が何れかの寄港地において船積みされたとの証拠は、当該商品が当該港の所在国において産出され、製造され又は生産されたとの一応の証拠となる。

(3) この部に基づく違法行為に係る訴迫において、商標の所有者の同意が関連性を有する問題であるときは、当該所有者の同意を立証する責任は被告にある。

第 58H 条 商品の没収

(1) この部に基づく違法行為について何人かに有罪判決があったときは、裁判所は、処罰の宣告に加え、当該違法行為の対象又は手段であった商品が政府に没収される旨を宣言することができる。ただし、当該商品の所有者若しくはその代理として行動する者又は当該商品に利害関係を有するその他の者が別段の理由を示した場合は、この限りでない。

(2) この部に基づく違法行為の疑いをかけられている行為の対象又は手段であった商品が警察官により押収され、かつ、当該押収の後訴迫が行われなかった場合は、

(a) 治安判事は、警察官による申請に基づき、告示であって、そこに明記されている時及び場所において別段の理由が証明されない限り当該商品は没収を宣言される旨を記載したものを官報及び当該地域で販売されている新聞において公告させるものとし、また、

(b) 当該商品の所有者若しくはその代理の者又は当該商品に利害関係を有するその他の者が別段の理由を示さない限り、治安判事は、(a)にいう時及び場所において、当該商品が政府に没収される旨を宣言することができる。

第 59 条 オリンピックのシンボルの登録及び使用の制限

(1) 国際オリンピック委員会による又はその代理による許可を受けない限り、国際オリンピック委員会憲章に定義され、かつ、単色又は異なる色により描かれる五輪の組合せから成るオリンピックのシンボルから構成されるか又はそれを包含する標識は、標章として登録してはならず、又は標章若しくはその他の標識として商業目的で使用してはならない。また、当該標識が標章として登録された場合は、当該登録は無効とする。

(2) (1)の如何なる規定も、オリンピック運動について公衆に知らせる目的で報道機関が作成した当該標識又は意匠の使用を妨げるものではない。

(3) 大臣は、官報における告示により、オリンピックのシンボルの使用を許可できる条件に関して国際オリンピック委員会とケニアオリンピック協会との間に効力を有する合意がない期間中、(1)の適用を停止することができる。

(4) 第 5 条の規定に拘らず、利害関係人は、次のことを行うための手続を提起することができる

きる。

- (a) (1)の規定に反する同項にいう標識の使用又は登録を防止すること
- (b) (1)の規定に反して標章として登録された標識を登録簿から抹消させること
- (c) (a)又は(b)にいう事項から生じる損害賠償又はその他の利用可能な民事上の救済を請求すること

第 XII 部 雑則

第 60 条 取引関係の形態の変更は欺瞞を生じさせるとみなされないこと

商品に関する登録商標の使用であつて、当該商品と当該商標を使用する者との間に業として何らかの形態の関係が存在するものを、当該商標が、商品であつて、それと前記の者又はその前権利者との間に業として異なる形態の関係が存在していたか又は存在するものに関して使用されていたか又は使用されているとの理由のみに基づいて欺瞞又は混同を生じさせる虞があるとみなしてはならない。

第 61 条 共有商標

(1) ある商標に利害関係を有する 2 以上の者の間において、それらの何れの者も、次の場合、すなわち、

(a) これらの者すべての代理としての場合、又は

(b) これらの 2 者及びすべての者が業として関係している物品に関する場合、

を除いて、自己と他の者との間で当該商標を使用する権原を有さないときは、これらの者は当該商標の共有者として登録することができ、本法は、これらの者に与えられている当該商標の使用に係る権利に関して、当該権利が単一の者に与えられているものとして適用される。

(2) (1) に従うことを条件として、本法の如何なる規定も、ある商標を独立して使用するか又はそのように使用することを意図する 2 以上の者を当該商標の共有者として登録することを許容するものではない。

第 62 条 信託及びエクイティ

(1) 如何なる明示、黙示又は擬制の信託の通知も登録簿に記入してはならず、また、登録官は当該通知を受領しないものとする。

(2) 本法の規定に従うことを条件として、商標に関するエクイティは、他の人的財産に関する場合と同様の態様で執行することができる。

第 63 条 代理人の承認

(1) 本法に基づき、商標若しくは意図される商標又はそれらに関する手続に関連して何らかの行為が何れかの者により又は何れかの者に対して行われなければならない場合は、当該行為は、準則に基づきかつ準則に従って、所定の方法により適正に授権された同人の代理人により又は同人の代理人に対してすることができる。

(2) 通常ケニア外に居住するか又はケニア外に事業所を有する出願人は、商標代理人に代理させることができる。

(3) 次に該当する者は、商標代理人の役割を果たす資格を有する。

(a) ケニア国民であり、かつ

(b) ケニア高等裁判所の弁護士であるか、又は

(c) 2001 年工業所有権法の規定に従って協会に対して代理人として業務を行うことを許容されている者

第 64 条 送達宛先

商標の登録出願人又は代理人がケニアに居住しても又はケニアにおいて事業を営んでもいない場合は、同人は、ケニアにおける送達宛先を登録官に届け出なければならず、そうしなかった場合は、登録官は、当該宛先が届け出られるまで、当該出願について手続を進めることを拒絶することができる。

第 65 条 国際取決め

(1) 何れかの者が、ケニア政府が商標の相互保護に関する取決めを結んだ外国において何れかの商標を登録したか又は何れかの商標の保護を出願した場合は、同人若しくはその法定代理人又は譲受人は、その他の出願人に優先して自己の商標の登録を受ける権原を有する。また、登録出願が前記の外国における保護出願の日から 6 月以内に行われた場合は、当該登録の日付は、当該外国における保護出願の日と同じ日とする。

ただし、本条の如何なる規定も、商標所有者に対し、その者の商標がケニアにおいて登録された現実の日前に生じた侵害について損害賠償を受ける権利を与えるものではない。

(2) 商標の登録は、当該商標が前記の 6 月の期間内にケニアにおいて使用されたとの理由のみによって無効とされることはない。

(3) 本条に基づく商標の登録出願は、本法に基づく通常の出願と同一の方法でされなければならない。

ただし、本国において適正に登録出願がされた商標は、本法に基づいて登録することができる。

(4) 本条の規定は、法務総裁が官報における告示により当該規定が適用される旨を宣言した外国のみに、かつ、当該告示がこれらの国に関して効力を有する限りにおいて、適用されるものとする。

(5) コモンウェルスของ何れかの国において、ケニアで登録された商標の保護のために適切な規定が設けられたと大臣が考える場合は、大臣は、官報における告示により、当該告示に記載される変更又は追加を施した本条の規定を当該国に適用することができる。

第 66 条 公休日に関する規定

本法又は現に効力を有する準則により定められた、登録官に書類を提出するか又は手数料を納付するための最後の日が日曜日又は公休日に当たる場合は、当該日曜日又は公休日の翌日に当該書類を提出し又は当該手数料納付することができる。

第 67 条 経過規定及び留保規定

第 3 附則に記載した経過規定及び留保規定は、それぞれそこに言及される事項に関して適用される。

第1附則 証明商標

1.

(1) 第40条に基づく標章の登録出願は、その所有者として登録されることを意図している者が、所定の方法により、書面で登録官に行わなければならない。

(2) 第20条(2)及び(4)から(7)までの規定は、第20条(1)に基づく出願に関して効力を有するように、第40条に基づく出願に関して効力を有する。

(3) 裁判所又は登録官は、第20条の規定に基づいて第40条に基づく出願を処理するに際し、関連性がある限り当該出願が第20条に基づく出願であると同様の考慮事項に留意すると共に、証明商標がそのような商標であるとの表示を含むようにすることの望ましさを含め、第40条に基づく出願に係るその他の考慮事項に留意するものとする。

(4) 第40条に基づく標章の登録出願人は、当該標章の使用に適用される規約案を同条(7)に従って登録官に提出しなければならない。

(5) 登録官は、

(a) 出願人が、当該標章の登録の対象である商品を実証する能力を有するか否か

(b) 規約案が適切であるか否か、及び

(c) すべての状況において、出願された登録が公益に資するか否か、

に関して出願を検討するものとし、かつ

(i) 出願の認容を拒絶するか、又は

(ii) 無修正かつ無条件でか、又は前記の事項の何れかに鑑みて登録官が必要と考える出願若しくは規約に対する条件若しくは制限又は訂正若しくは変更に従うことを条件として出願を認容し、かつ、規約を承認することができる。

ただし、無変更かつ無条件での認容及び承認に係る指示の場合を除いては、登録官は、出願人に聴聞を受ける機会を与えずに当該事項について決定を下してはならない。

2.

(1) 出願が認容された場合は、登録官は、認容後速やかに、認容された出願を所定の方法で公表させるものとし、第21条(2)から(11)までの規定は、出願が第20条に基づく出願であったものとして、当該標章の登録に関して効力を有する。

ただし、登録官は、第21条の規定に基づいて決定を下すに際し、本附則第1段落(3)にいう考慮事項のみを考慮に入れるものとし、かつ、当該規定に基づく出願人に有利な決定は、第1段落(5)にいう事項の何れかに関する異議申立について、本段落(2)に基づき登録官によって出願人に有利な決定が下されることを条件とする。

(2) 第1段落(5)にいう事項の何れかに関して異議申立の通知が出された場合は、登録官は、当事者を聴聞した後、そのように請求されたときは、すべての証拠を検討した上で、前記の事項を考慮に入れて、登録を許容すべきであるか否か、及び出願又は規約について如何なる条件若しくは制限、又は訂正若しくは変更を付して登録を許容すべきかを決定するものとする。

3.

(1) 登録官は、登録所有者の申請があったときは、証明商標に関して寄託された規約を変更することができる。

(2) 登録官は、そうすることが適切であると考え何れの場合も、登録官の同意を求める申請を公表させることができ、かつ、登録官が申請を公表させた場合において、公表の日から所定の期間内に何れかの者が当該申請に対する異議申立の通知を登録官に出したときは、登録官は、当事者に聴聞を受ける機会を与えずに当該事項について決定を下してはならない。

4.

(1) 裁判所は、不服がある者から所定の方法による申請があったとき、又は登録官から申請があったときは、

(a) 当該商標の登録の対象である商品の何れかに係る場合において、所有者に当該商品を証明する能力がもはやなくなったこと、

(b) 所有者が自ら遵守すべき寄託された規約の規定を遵守しなかったこと、

(c) 当該商標を登録することがもはや公益のためにはならなくなったこと、又は

(d) 当該商標の登録を維持する場合は、規約を変更することが公益のために必要であること、を理由として証明商標に関する登録簿への記入を抹消若しくは変更するために、又は寄託された規約を変更するために、自己が適切であると考え命令を発出することができ、かつ、登録官は、前記の理由に基づいて第 35 条による命令を発出する権限を有さない。

(2) 登録官は、(1)に基づく命令を実行するために必要な態様で登録簿及び寄託された規約を更正するものとする。

5.

第 45 条の如何なる規定にも拘らず、登録官は、商品を証明するか又は証明商標の使用を許可することを当該商標の所有者が拒絶した場合において、その拒絶に対する登録官への審判請求があったときは、何れかの当事者のために又は当該当事者に対して費用を裁定する権限を有さない。

6.

本附則の規定に基づく登録官の決定は、裁判所への上訴の対象となる。

7.

本法の次の規定、すなわち第 7 条、第 9 条、第 12 条、第 20 条及び第 21 条(本附則により明示的に適用される場合を除く)、第 25 条(4)から(8)まで、第 29 条から第 32 条まで、第 60 条並びにその条件により適用が登録簿 B 部への登録に限られる規定は、証明商標に関しては効力を有しない。

第2附則 (1965年第11号第9条により削除)

第3附則 経過規定及び留保規定

1. (指定日前の)譲渡及び移転がケニアの異なる場所において排他権を与えること

指定日前に実行されたか又は実行されたと主張される商標の譲渡又は移転の有効性は、第25条(6)にいう場合において、同条(1)から(5)までに含まれる規定が制定されなかったものとして決定される。

2. 譲渡及び移転に関する遡及規定に関する留保

第25条に含まれる遡及規定は、指定日前に行われた裁判所又は登録官の決定若しくはそのように行われた決定に対する上訴に係る決定又は指定日前に有価約因をもって取得された権利を害することなく効力を有する。

3. 連合商標は全体としてのみ譲渡又は移転が可能であること

ある商標が、指定日の直前に、同一の所有者の名義で登録された他の標章又はそのように登録された2以上の他の商標と別個にではなく全体としてのみ譲渡可能又は移転可能とする条件を付して登録簿B部に登録されていた場合は、これらの商標は連合商標とであるものとみなされ、これらに関する登録簿への記入は、それに応じて修正することができる。

4. 指定日から1年以内にされた出願に基づいて登録使用者となった者による商標の先の使用

ある者が、指定日から1年以内にされた出願に基づいてある商標のライセンシーとして登録されている場合は、同人による当該商標の先の使用(指定日の前後如何を問わない)であって、同人の登録の対象である商品に関する使用であり、かつ、同人が条件又は制限を付して登録されている場合はそれらに実質的に従っている使用であるものに関して、当該先の使用が許容された使用であったものとして第31条(2)が効力を有する。

5. 指定日前の輸出貿易に係る商標の使用

第34条は、商品又はサービスに関して指定日前に行われた行為に関して、指定日後に行われた行為に関して効力を有するように効力を有するとみなす。ただし、指定日前に下された裁判所若しくは登録官の決定又はそのように下された決定に対する上訴に係る決定を害さないものとする。

6. 廃止された商標令に関する留保

(1) 本法の如何なる規定も、指定日直前に有効に登録簿に記入されていた商標の原登録を無効にするものと解してはならない。

(2) 指定日において登録簿に記入されており、かつ、登録に課することができる制限に関してであるかその他の事項に関してであるかを問わず、本法の規定と商標令(現在は廃止)の規定との間の相違を考慮して、その時当該令に基づいて登録可能な商標であった如何なる商標も、それがその登録の日において効力を有していた令の下では登録可能でなかったとの理由で登録簿から抹消してはならない。

(3) 本法の如何なる規定も、指定日前に行われた行為又は事柄に関して、廃止された令の下では課されなかった責任を課するものではない。

(4) 本法の如何なる規定も、廃止された令に基づいて定められた命令、規程、規則若しくは要件、発行された料金表若しくは証明書、出された通知、決定、判断、指示若しくは許可、行われた申請(出願)、又は行われた事柄に影響を及ぼすものではない。また、これらすべての命令、規程、規則、要件、料金表、証明書、通知、決定、判断、指示、許可、申請(出願)又は事柄は、指定日に有効であった場合は効力を維持し、かつ、本法の下でも定め、発行し、出し又は行うことが可能である限り、本法の対応する立法に基づいて定められ、発行され、出され又は行われたものとして効力を有する。

(5) 廃止された令の何れかの規定に言及している書類は、本法の対応する規定に言及しているものと解釈する。

7.

本附則において、「指定日」とは、次の日をいう。

(a) 1994年商標(改正)法の施行日前に本法において定義する商標に関しては、1957年1月1日、また、

(b) 1994年商標(改正)法の施行日後に本法において定義する商標及びサービスに関しては、同法の施行日